

平成29年度 第2回足立区防災会議 《会議録要旨》

《日時》

平成30年3月14日（水） 13：15～14：10

《場所》

足立区役所本庁舎中央館8階災害対策本部室（特別会議室）

《出席者》

- ・ 足立区防災会議委員62名中、54名出席
- ・ 傍聴2名

《会議内容》

- 1 開会（司会：防災計画担当課長）
- 2 会長挨拶（足立区長）
- 3 議事（進行：足立区長）

内容等

【議事】 「足立区地域防災計画（平成29年度修正（案）」について	「足立区地域防災計画（平成29年度修正（案）」について、防災計画担当課長及び危機管理部長より主な修正事項を説明。 水防対策に関連して、昨年台風21号の対応に関する課題及び改善策等（水害時の避難所開設や避難所開設人員の確保）について、防災会議会長（区長）より説明。
【質疑】	【本木一丁目南町会 会長】 本木地区周辺には高い建物がなく、地震による津波が河川を遡上してきた際に避難する場所の確保が課題だと感じている。高速道路下のスペースの活用など考えてはどうか。対応を伺いたい。 【防災会議会長（足立区長）】 地震による津波災害と大雨によって起こる水害は2つに分けて考える必要がある。 まず地震による津波について、東日本大震災後に国へ問い合わせたところ、足立区では1メートル以上の高さの津波の遡上はないとの回答をもらっている。

	大雨による水害については、区外への広域避難の検討を江東5区共同で進めている。 【危機管理部長】 首都直下地震による津波の遡上について、具体的には千住の日ノ出町のあたりで少し水が河川敷に溢れる想定。それ以上の被害は想定されていない。 大雨による水害については、荒川堤防が決壊してしまうと水が引くまで2週間程度かかってしまうため、高速道路などの水や食料のない過酷な場所には避難できない。荒川の堤防が決壊するような水害が予見される場合は、区外へ逃げるよう情報を出すので、逃げてもらいたい。 【薬剤師会 災害緊急医療副委員長】 足立区の災害時医療コーディネーターについて、区長または保健所長が指名することとなっているが、災害時薬事コーディネーターの指名についての項目が出てきていない。医薬品等の供給など災害時医療コーディネーターと協議し行うこととなっていると思うが、どのような取り扱いになっているか。 【衛生部長・防災計画担当課長】 東京都等と協議しながら今後災害時薬事コーディネーターの取り扱いについて、検討をさせていただきたいと考えている。 【薬剤師会 災害緊急医療副委員長】 東京都福祉保健局より薬剤師会に対して災害時薬事コーディネーターの養成を行うよう依頼がきており、実際に各区2、3名程度ずつ養成している。ぜひ計画の中に組み込んでいっていただきたい。 【長門南部町会 会長】 足立区の仮設住宅の用地はどのあたりにあるのか。大谷田公園は指定されていないと聞いた。菖蒲沼公園が指定されているようだが、菖蒲沼公園でどの程度まかなえるのか。また学校の体育館や教室で地域の方がどれだけ収容できるのか。 大谷田公園の広いスペースを活用できると良いと思う
--	---

「地区防災計画（案）」について	かどうか。 【危機管理部長】 仮設住宅は、東京都から土地の提案を受け区で進めることになっている。現時点で用地は明確にはなっていない。資料 12-15 仮設住宅設営予定地一覧を掲載しているが、この予定地で賄えるかどうかはわからない。大谷田公園は現時点では予定地にはなっていない。今後改めて検討していく必要があると考えている。 【防災会議会長（足立区長）】 公園は物資の受け入れ場所など様々な役割があるため、災害時には使用方法など柔軟に対応していきたい。 【長門南部町会 会長】 避難所の備蓄物資は基本的に一階に備蓄されているが、水害時その物資が使えるのか。垂直避難をしても備蓄物資が使用できないのではないかな。 【危機管理部長】 可能であれば二階、三階などの上階に備蓄することが理想的だが、学校運営上の都合により一階に置かざるを得ない状況もある。水害は急に襲ってくることはないため、事前に上階に移動するという対応が予想される。 【防災会議会長（足立区長）】 今後建設していく学校などは、上階に備蓄スペースを確保できるよう十分配慮していきたいと考えている。 防災会議会長（足立区長）より、地区防災計画策定町会会長を紹介。 「地区防災計画（案）」について、防災計画担当課長より説明。 議事について承認。
------------------------	--

足立区地域防災計画（平成 29 年度修正案）

概要版

はじめに	．．．．．	1
I 防災に関する組織と活動内容の修正状況	．．．．．	3
II 災害予防計画の修正状況	．．．．．	4
III 災害応急対策計画の修正状況	．．．．．	5
IV 災害復旧計画の修正状況	．．．．．	6

平成 3 0 年 2 月

はじめに

修正の全体方針

今年度の修正は、熊本地震（平成 28 年 4 月）の教訓を踏まえた対策や、水防法の改正（平成 29 年 5 月 19 日に公布）、防災関連のガイドラインなど、最新の知見を反映するための修正です。

- 1 主な修正のポイントは以下の 4 点です。
- ① 計画の構成再編

② 熊本地震の教訓

③ 受援計画の具体化

④ 水防法改定、大規模水害対策検討反映
- 2 内容における主な修正項目としては以下の表のとおりです。

（１）防災に関する組織と活動内容の修正	
新設	1）災害対策本部の設置基準の明確化（第 2 部 第 1 章 第 1 節）
	2）情報収集指令室の体制充実及び役割の明確化（第 2 部 第 1 章 第 2 節）
	3）勤務時間外を含む災害時の即応態勢の充実及び明確化（第 2 部 第 2 章）
（２）災害予防計画の修正	
震災編	1）「避難所運営ガイドライン」等を踏まえた避難者対策の充実（第 9 章 第 2 節）
	2）避難所の管理運営体制の充実（第 9 章 第 3 節）
	3）避難所外の避難者対策の充実（第 9 章 第 5 節）
風水害編	1）「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえた洪水情報の提供手法の充実（第 1 章 第 5 節）
	2）荒川下流タイムライン（拡大試行版）の反映（第 1 章 第 7 節）
	2）「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえた広域避難体制の普及啓発の充実（第 1 章 第 8 節）
（３）災害応急対策計画の修正	
震災編	1）近年の地震災害の教訓を踏まえた避難生活が長期間に及ぶ場合の相談体制の充実、避難所生活改善の一環として、食物アレルギーへの対応（第 9 章 第 3 節）
	2）ペットの同行避難への対応の充実（第 9 章 第 4 節）
	3）「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を踏まえた受援体制の充実（第 1 3 章）
風水害編	1）避難のための情報伝達に関する記載の充実や「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえた避難勧告等の解除に関する内容の記載（第 3 章 第 1 節）

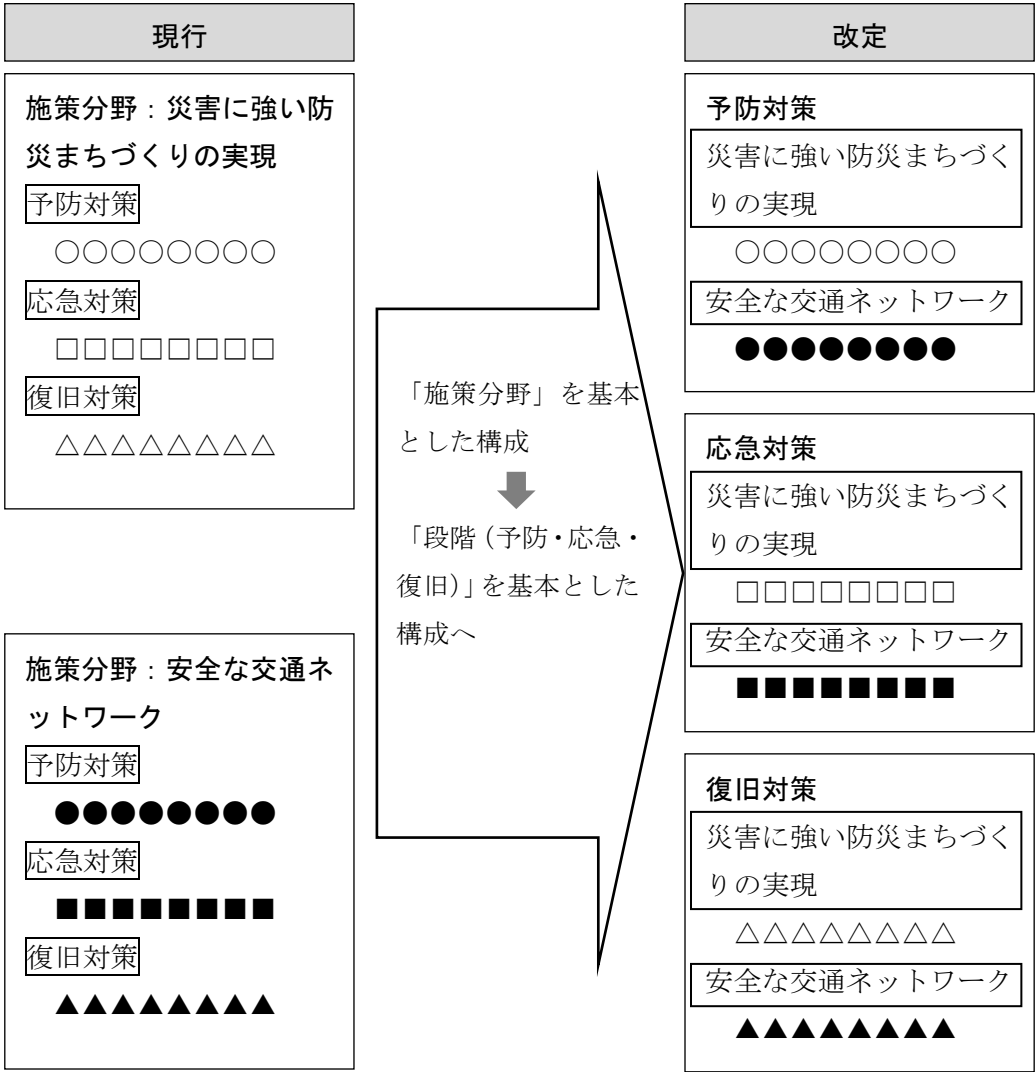
計画の構成再編

いままでの計画は、施策分野ごとに一連の流れが整理されている点で、施策分野の担当者にとってはわかりやすい面がある一方、例えば、応急対策に必要な取組が、施策分野（各章）ごとに分散して記載されているため、応急対策に必要な取組の全体像が把握しづらくなっておりました。

このため、修正版の計画では、災害対策の各施策分野を予防、応急、復旧などの段階ごとに再編し、各段階における取組を、まとめて見られるようにしました。

次頁に再編した構成の一覧を示します。

【計画の構成の再編イメージ】



第 1 部	総則			
第 1 章	地域防災計画の概要	第 2 章	区等の基本的責務と役割	第 3 章 足立区の現状と被害想定
				第 4 章 減災目標

第 2 部	防災に関する組織と活動内容			
第 1 章	災害対策本部設置基準	第 2 章	足立区業務継続計画の概要	第 3 章 防災関係機関等との相互協力体制

第 3 部 災害予防計画		第 4 部 災害応急対策計画		第 5 部 災害復旧計画
震災編	震災編	震災編	震災編	震災編
第 1 章 区民と地域の防災力向上	第 1 章 区民と地域による防災活動	—	—	—
第 2 章 安全な災害に強い防災まちづくり	第 2 章 消火・救助・救急及び危険防止活動	第 1 章 公共施設等の機能回復	第 1 章 公共施設等の機能回復	第 1 章 公共施設等の機能回復
第 3 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第 3 章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第 2 章 交通ネットワーク及びライフラインの機能回復	第 2 章 交通ネットワーク及びライフラインの機能回復	第 2 章 交通ネットワーク及びライフラインの機能回復
第 4 章 津波等対策	第 4 章 津波等対策	第 3 章 津波等対策	第 3 章 津波等対策	第 3 章 津波等対策
第 5 章 応急対応力の強化	第 5 章 応急対応の実施	—	—	—
第 6 章 情報・通信の確保	第 6 章 情報・通信活動	—	—	—
第 7 章 医療救護・保健衛生等対策	第 7 章 医療救護・保健衛生等対策	第 4 章 医療救護・保健衛生等対策	第 4 章 医療救護・保健衛生等対策	第 4 章 医療救護・保健衛生等対策
第 8 章 帰宅困難者等対策	第 8 章 帰宅困難者等対策	第 5 章 帰宅困難者等対策	第 5 章 帰宅困難者等対策	第 5 章 帰宅困難者等対策
第 9 章 避難者対策	第 9 章 避難者対策	第 6 章 避難者対策	第 6 章 避難者対策	第 6 章 避難者対策
第 10 章 物流・備蓄・輸送対策	第 10 章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第 7 章 流通機能及び生活基盤の確保	第 7 章 流通機能及び生活基盤の確保	第 7 章 流通機能及び生活基盤の確保
第 11 章 放射性物質対策	第 11 章 放射性物質対策	第 8 章 放射性物質対策	第 8 章 放射性物質対策	第 8 章 放射性物質対策
第 12 章 住民の生活の早期再建対策	第 12 章 住民の生活の早期再建対策	第 9 章 住民生活の早期再建施策	第 9 章 住民生活の早期再建施策	第 9 章 住民生活の早期再建施策
第 13 章 受援体制の整備	第 13 章 受援計画	—	—	—
風水害編	風水害編	風水害編	風水害編	風水害編
第 1 章 水害予防対策	第 1 章 災害応急対策の活動体制	第 1 章 遺体の収容・火葬等	第 1 章 遺体の収容・火葬等	第 1 章 遺体の収容・火葬等
第 2 章 施設構造物・設備の安全化	第 2 章 水防活動	—	—	—
第 3 章 応急対策への備え	第 3 章 避難誘導計画	—	—	—
第 4 章 防災行動力の向上	第 4 章 避難所対策	第 2 章 被災地住宅関係物の処理等	第 2 章 被災地住宅関係物の処理等	第 2 章 被災地住宅関係物の処理等
—	第 5 章 被災生活支援・緊急物流システム	第 3 章 被災者等への支援	第 3 章 被災者等への支援	第 3 章 被災者等への支援
—	—	第 4 章 応急住宅対策	第 4 章 応急住宅対策	第 4 章 応急住宅対策
—	—	第 5 章 要配慮者に対する支援	第 5 章 要配慮者に対する支援	第 5 章 要配慮者に対する支援
	第 6 章 都市機能等応急対策	第 6 章 公共施設等の復旧対策	第 6 章 公共施設等の復旧対策	第 6 章 公共施設等の復旧対策
—	第 7 章 公共施設等の応急復旧対策	第 7 章 教育・保育の復旧対策	第 7 章 教育・保育の復旧対策	第 7 章 教育・保育の復旧対策

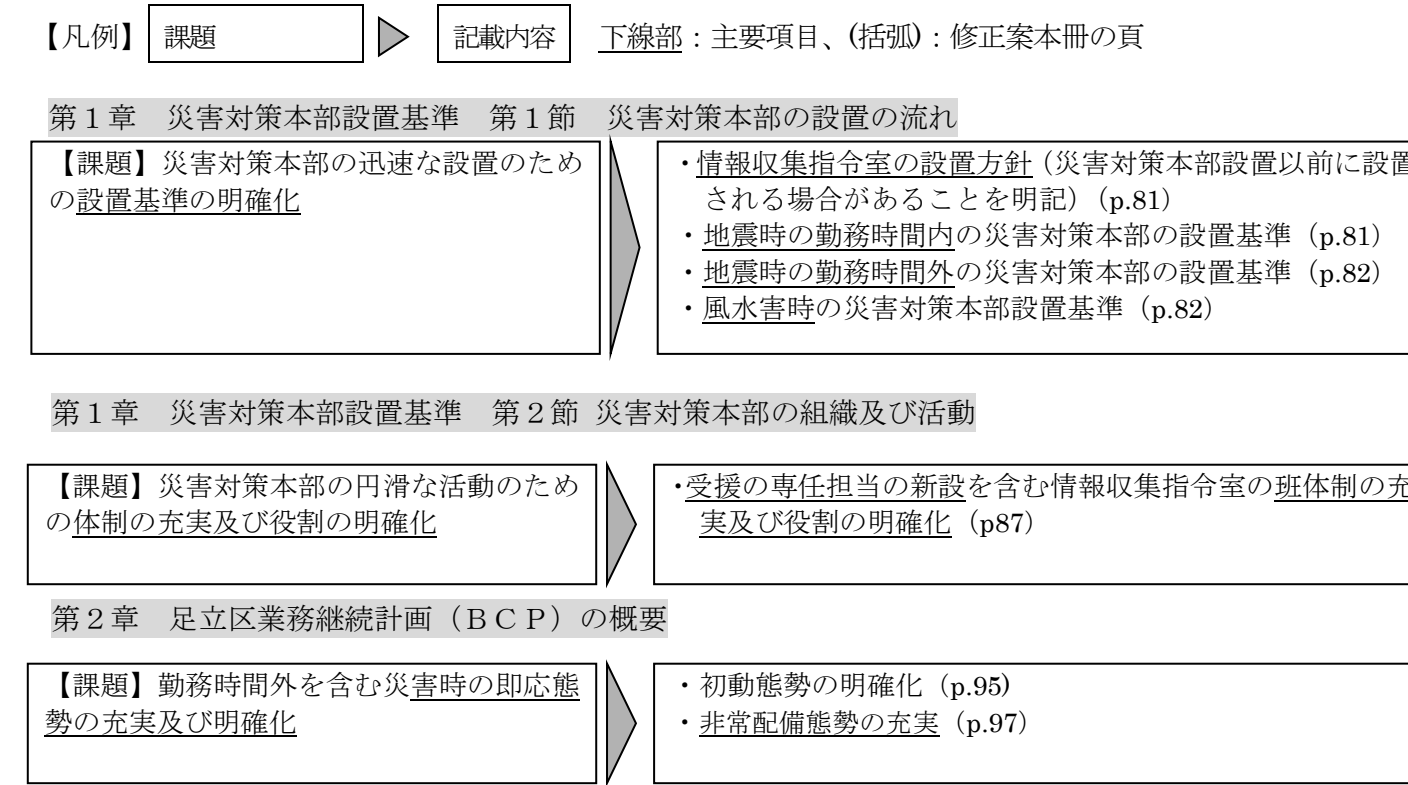
第 6 部	災害復興計画			
第 1 章	復興の基本的考え方	第 2 章	復興本部	第 3 章 震災復興計画の策定

I 防災に関する組織と活動内容の修正状況

区は、近年の地震災害の教訓等に基づき、「足立区地域防災計画 第2部 防災に関する組織と活動内容」に必要な修正を行った。修正のポイントは以下のとおりである。

- ①災害対策本部の設置基準の明確化（第2部 第1章 第1節）
- ②受援体制も含め、7階防災センター情報収集指令室の体制充実及び役割の明確化（第2部 第1章 第2節）
- ③勤務時間外を含む災害時の即応態勢の充実及び明確化（第2部 第2章）

次に、修正概要として、修正に向けた課題及び地域防災計画に実際に反映した内容を整理したものを示す。詳細は、修正案本冊を参照のこと。



【災害対策本部設置基準の概要】		
	基本的な基準	勤務時間外
地震	・区内で震度6弱以上の地震が発生した場合（第四次非常配備態勢発令） ・区内で震度5弱又は5強、もしくは東京湾に津波警報が発令された場合で、テレビ・インターネット等からの情報収集・分析の結果、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合	・区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、緊急災害対策本部を設置 ・大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合は、災害対策本部へ移行
風水害	・中川（吉川水位観測所）、綾瀬川（谷古宇観測所）の水位が避難判断水位（レベル3：中川3.8m、綾瀬川3.1m）に達した場合 ・河川のはん濫が予測される場合は、水位変化と危険レベルに応じて設置（河川の水位が避難判断水位に達した時に災害対策本部を設置）	

【7階防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】

組 織 名		業 務 内 容
危機管理部長		情報収集指令室の統括
災害対策課長		情報分析班、通信班、部長不在間の情報収集指令室の統括
情報分析班（班長：災害対策係長）		(1)被害・気象等の情報の収集と分析に関すること (2)避難情報の発令の検討に関すること (3)応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること
通信班（班長：施設管理係長）		(1)通信手段の確保に関すること (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること (3)避難勧告・指示の伝達に関すること (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること （資料編震災編 第22「宿日直者の職務概要」、第26「災害状況速報」、第27「災害（中間・確定）報告様式」P.資-5-3、5-6、5-7）
担当課長		受援班の統括
受援班（班長：担当係長）		(1)受援に関する状況把握・とりまとめに関すること (2)応援資源の調達・管理の調整に関すること (3)応援の要請、受入のとりまとめに関すること
危機管理課長		渉外・庶務班、連携班の統括 部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括
渉外・庶務班（班長：危機管理係長）		(1)情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること (2)防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること (3)庁内調整、各種調整会議の開催に関すること (4)情報収集指令室の庶務に関すること (5)本部活動の記録の作成に関すること
連携班	広報室（広報室長指定）	(1)報道広報活動に係る情報の収集・伝達、報道機関等の対応 (2)災害情報の発信、調整 等
	区（各部）（各部長指定）	(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等 (2)受援ニーズに関する各部状況把握・とりまとめ、報告 (3)応援部隊の各部調整、受入に関すること 等

II 災害予防計画の修正状況

区は、近年の地震災害の教訓等に基づき、「足立区地域防災計画 第3部 災害予防計画」に必要な修正を行った。修正のポイントは以下のとおりである。

【震災編】
①避難所以外で生活する被災者も含めた情報提供の充実（第6章 第2節）
②国の「避難所運営ガイドライン」等を踏まえた避難者対策の充実（第9章 第2節）、避難所の管理運営体制の充実（第9章 第3節）、避難所外の避難者対策の充実（第9章 第5節）
③住民の生活の早期再建対策として、り災証明の迅速な発行体制の充実（第12章 第1節）
④私立小中学校・保育園等での予防対策の充実（第12章 第7節）
⑤国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を踏まえた受援体制の充実（第13章 第2節・第3節）、受援体制の充実に向けた平常時からの取組（第13章 第4節）
【風水害編】
⑥国の「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえた洪水情報の提供手法の充実（第1章 第5節）
⑦荒川下流タイムライン（拡大試行版）の反映（第1章 第7節）
⑧国の「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえた広域避難体制の充実（第1章 第8節）

次に、修正概要として、修正に向けた課題及び地域防災計画に実際に反映した内容を整理したものを示す。詳細は、修正案本冊を参照のこと。

【凡例】	課題	▶	記載内容	下線部：主要項目、(括弧)：修正案本冊の頁
【震災編】	第6章 情報・通信の確保 第2節 住民等への情報提供体制の整備			
	・避難所以外に生活する被災者も含めた情報提供の充実	▶	・迅速、的確な提供情報（避難情報、災害情報、物資配給情報、医療・福祉等のサービスに関する情報）の検討を記載（p.191）	
	第9章 避難者対策 第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化			
	・避難所が不足する場合に備えた避難所の確保・充実	▶	・避難所の確保・充実の記載内容の中で具体的な施設例として「神社・仏閣」を記載（p.219）	
	第9章 避難者対策 第3節 避難所の管理運営体制の整備等）			
	・避難所の運営訓練の充実（体験型の訓練等）	▶	・避難所運営の訓練内容として、避難所運営ゲーム（HUG）など具体的な手法を記載（p.222）	
	・母子（妊産婦、乳幼児専用）への配慮の充実	▶	・妊産婦、育児中の家族への配慮として、専用スペースの確保、保健師等による巡回相談、授乳室や子どもが遊べる場等の確保を記載（p.223）	
	・同行避難動物への対応	▶	・同行避難動物受け入れの手引きの作成等を記載（p.223）	
	第9章 避難者対策 第5節 避難所外の避難者対策			
	・車避難をはじめとした避難所以外の避難者対策	▶	・避難所外避難者の実態把握や支援等の体制について検討することを記載するとともに、避難所外の避難の留意点について区民に普及・啓発を図ることを記載（p.228）	

第12章 住民の生活の早期再建対策 第1節 住民の生活の早期再建対策		
・り災証明の迅速な発行のための体制整備	▶	・都内区市町村間での相互応援体制の整備や応援要請内容の検討、手続きに関する職員研修の実施などについて記載（p.239）
第12章 住民の生活の早期再建対策 第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策		
・私立小中学校・保育園等での予防対策の充実	▶	・公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて要請することを記載（p.246）
第13章 受援体制の整備 第2節 受援体制の整備		
・応援隊等の円滑な受け入れのための体制の整備、準備	▶	・応援隊を受け入れるスペースの確保方策等について記載（p.250）
第13章 受援計画 第3節 相互応援協定締結自治体からの受援		
・協定先自治体を受け入れる上での体制の充実	▶	・応援を受ける際は、宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等を行うことを記載（p.252）
第13章 受援計画 第4節 受援体制の充実に向けた取組		
・各部が平常時から準備しておく事項の明確化	▶	・受援対象業務シートの作成について記載（p.252）
・応援・受援の対象となる業務の全体像を把握するための手法の明確化	▶	・各部で作成された受援対象業務シートをとりまとめることにより、応援側に依頼する範囲を事前に明らかにすることを記載（p.252）
【風水害編】		
第1章 水害予防対策 第5節 都市型水害対策		
・洪水情報の充実	▶	・隅田川、新芝川、中川、綾瀬川、毛長川で各一箇所設置されているカメラについて、水位情報も含め、区ホームページへの掲載について検討することを記載（p.259）
第1章 水害予防対策 第7節 事前防災行動計画（タイムライン）		
・荒川下流タイムライン（拡大試行版）の反映	▶	・荒川下流タイムライン（拡大試行版）を掲載（p260-261）
第1章 水害予防対策 第8節 水害広域避難対策		
・広域避難に関する普及・啓発	▶	・普及啓発の対象として、施設管理者を明記するとともに、避難行動の率先や避難勧告等の「空振り」を許容できる意識啓発について記載（p.263）
・避難勧告等における実効性の確保の充実	▶	・安全な場所に避難できる時間の確保、移動場所や移動手段の具体化、国レベルの緊急事態宣言を発令できる制度の措置要請、避難行動要支援者への対応などについて記載（p.263）
・垂直避難の仕組みの充実	▶	・事前に避難先となり得る建物管理者に対する協力や垂直避難に活用可能な公共施設を緊急避難建物として指定すること等について記載（p.263）

III 災害応急対策計画の修正状況

区は、近年の地震災害の教訓等に基づき、「足立区地域防災計画 第4部 災害応急対策計画」に必要な修正を行った。修正のポイントは以下のとおりである。

【震災編】	
①近年の地震災害の教訓を踏まえた災害対応が長期間に及ぶ場合の災害対策本部職員の <u>健康管理体制の充実</u> （第5章 第1節）	
②区民からの問い合わせに対する体制の充実（第6章 第4節）	
③近年の地震災害の教訓を踏まえた避難生活が長期間に及ぶ場合の <u>相談体制の充実</u> 、避難所生活改善の一環として、 <u>食物アレルギーへの対応</u> （第9章 第3節）	
④近年の地震災害の教訓を踏まえた <u>飼養動物の同行避難への対応の充実</u> （第9章 第4節）	
⑤ <u>避難所外の避難者対策</u> についての充実（第9章 第5節）	
⑥ <u>り災証明の迅速な発行</u> についての充実（第12章 第3節）	
⑦私立小中学校・保育園等での災害時の体制の充実（第12章 第11節）	
⑧国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を踏まえた <u>受援体制の充実</u> （第13章）	
【風水害編】	
⑨水防本部の配備体制の記載の見直し（第1章 第5節）	
⑩荒川下流タイムライン（拡大試行版）の反映（第2章 第2節）	
⑪避難のための情報伝達に関する記載の充実（第3章 第1節）	
⑫国の「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえた <u>避難勧告等の解除に関する内容の記載</u> （第3章 第1節）	

次に、修正概要として、修正に向けた課題及び地域防災計画に実際に反映した内容を整理したものを示す。詳細は、修正案本冊を参照のこと。

【凡例】	課題	▶	記載内容	下線部：主要項目、(括弧)：修正案本冊の頁
【震災編】				
第5章 応急対応の実施 第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動				
・災害対応が長期間に及ぶ場合の災害対策本部職員の健康管理体制の充実		▶	・心の <u>ケア対策</u> 等を含めた、健康管理体制の整備について記載 (p.329)	
第6章 情報・通信活動 第4節 公聴態勢の確立と被災者相談等の実行				
・近年の地震災害の教訓を踏まえた避難生活が長期間に及ぶ場合の相談体制の充		▶	・問い合わせの多い相談内容は、ホームページ上等に「よくあるご相談と回答 (FAQ)」を開設することについて記載 (p.365)	
第9章 避難者対策 第3節 避難所の開設・運営				
・近年の地震災害の教訓を踏まえた避難生活が長期間に及ぶ場合の相談体制の充実		▶	・問い合わせの多い相談内容は、ホームページ上等に「よくあるご相談と回答 (FAQ)」を開設することや、 <u>外国からの問い合わせ対応</u> について記載 (p.413)	
・避難所生活改善の一環として、食物アレルギーへの対応		▶	・ <u>食物アレルギー対応食品の備蓄</u> 、原材料表示や献立表の示等のマニュアル化について記載 (p.414)	

第9章 避難者対策 第4節 動物救護			
・飼養動物の同行避難への対応の充実		▶	・対策内容と役割分担に関し、 <u>区民（飼い主）及び東京都獣医師会足立支部</u> を追加（p.417-419）
第9章 避難者対策 第5節 避難所外の避難対策			
・テントや車中泊など避難所外の避難者に対する対応		▶	・指定避難所以外への避難状況の調査の実施や必要な支援、健康管理、健康指導の実施等について記載（p.419）
第12章 住民の生活の早期再建対策 第3節 家屋・住屋被害状況調査及びり災証明の発行準備・発行			
・り災証明の迅速な発行のための手続き等の充実		▶	・ガイドラインに基づく発行手続きについて記載（p.446）
第12章 住民の生活の早期再建対策 第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策			
・私立小中学校・保育園等での災害時の体制の充実		▶	・ <u>公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて要請</u> することを記載（p.457）
第13章 受援計画 第1節 受援体制			
・本部体制における <u>受援専任担当</u> の明確化		▶	・本部体制における <u>受援班の基本的な役割、各部の基本的な役割</u> を記載（p.458）
・受援対策本部、各部の対策内容等の充実		▶	・受援対策本部、各部の対策内容の項目を記載（p.459）
・受援活動の流れに関し、受援対策本部の対策内容等の具体化		▶	・受援対策本部の詳細な取組内容として、 <u>受援に関する状況把握・とりまとめ、資源の調達・管理等</u> を記載（p.459-460）
・受援活動の流れに関し、各部の対策内容等の具体化		▶	・各部の詳細な取組内容として、 <u>受援に関する状況把握、情報収集指令室（受援班）への報告等</u> を記載（p.461）
・連絡・要請の応急対策に関し、受援班、各部の対策内容等の具体化		▶	・受援班は、各部からの報告を集約すること、各部は受援班に状況等を報告することを記載（p.461）
第13章 受援計画 第6節 ボランティアの受入			
・ボランティアセンターの設置場所の考え方、必要な資機材を明確化		▶	・ボランティアセンターの設置場所の条件や必要な資機材について記載（p.471）
・ボランティアセンターと災害対策本部との <u>連携の仕組み</u> の構築		▶	・災害対策本部からボランティアセンターへの <u>連絡調整職員の派遣、情報収集指令室（受援班）が開催する調整会議へのボランティアセンター職員の参加</u> について記載（p.472）
【風水害編】			
第1章 災害応急対策の活動体制 第5節 足立区災害対策本部活動体制（各部）			
・水防本部の職員配備体制の強化		▶	・職員の配備体制について記載内容を見直し（p.477）
第2章 水防活動 第1節 事前防災行動計画（タイムライン）			
・荒川下流タイムライン（拡大試行版）の反映		▶	・荒川下流タイムライン（拡大試行版）を掲載（p.504-549）
第3章 避難誘導計画 第1節 避難誘導計画			
・避難のための情報伝達手段の充実		▶	・防災行政無線のほか、A・メール、SNS、 <u>あだち安心電話など多様な情報伝達手段</u> について記載（p.559）
・避難勧告等の解除にあたり留意すべき事項の明確化		▶	・解除の伝達手法、伝達にあたって留意すべき事項を記載（p.560）

IV 災害復旧計画の修正状況

区は、近年の地震災害の教訓等に基づき、「足立区地域防災計画 第5部 災害復旧計画」に必要な修正を行った。修正のポイントは以下のとおりである。

【震災編】

①私立小中学校・保育園等での災害復旧体制の充実（第9章 第12節）

次に、修正概要として、修正に向けた課題及び地域防災計画に実際に反映した内容を整理したものを示す。詳細は、修正案本冊を参照のこと。

【凡例】

課題

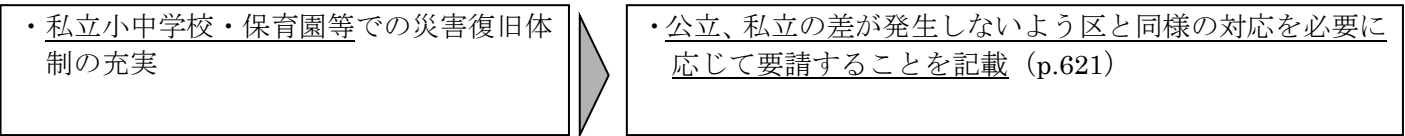
▶

記載内容

下線部：主要項目、(括弧)：修正案本冊の頁

【震災編】

第9章 住民の生活の早期再建 第12節 応急教育・保育・学童保育



足立区地域防災計画（平成 29 年度修正案）

新旧対照表

1	新たな内容の追加：第 2 部 防災に関する組織と活動内容	1
2	記載内容の充実・変更	15
第 1 部 総則		
第 1 章	地域防災計画の概要	13
第 4 章	減災目標と対応の方向性	15
第 3 部 災害予防計画 震災編		
第 6 章	情報・通信の確保	18
第 9 章	避難者対策	18
第 12 章	住民の生活の早期再建	20
第 13 章	受援体制の整備	21
第 3 部 災害予防計画 風水害編		
第 1 章	水害予防対策	24
第 4 部 災害応急対策計画 震災編		
第 5 章	応急対策の実施	26
第 6 章	情報・通信活動	26
第 9 章	避難者対策	26
第 12 章	住民の生活の早期再建対策	30
第 13 章	受援計画	32
第 4 部 災害応急対策計画 風水害編		
第 1 章	水害応急対策の活動体制	37
第 2 章	水防活動	38
第 3 章	避難誘導計画	38
第 5 部 災害復旧計画 震災編		
第 9 章	住民生活の早期再建施策	38

平成 3 0 年 2 月

1. 新たな内容の追加：第2部 防災に関する組織と活動内容

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
1	2	1	1	1	81	【記載なし】	第1章 災害対策本部設置基準 第1節 災害対策本部の設置の流れ <u>区内において、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合、区民等の安全確保を迅速かつ的確に実施するため、以下の手順に基づいて早期に災害対策態勢を確立し、防災関係機関と協力して災害対策を推進する。</u> <u>また、迅速かつ的確な初動体制を確立する上では、情報収集が重要となるため、情報収集指令室は、災害対策本部設置以前に、危機管理部長もしくはその代行者の判断により、先行的に設置される場合がある。</u> 第1 地震 1 勤務時間内 <u>以下の場合、災害対策本部を設置する。</u> <u>（1） 区内で震度6弱以上の地震が発生した場合（第四次非常配備態勢発令）</u> <u>（2） 区内で震度5弱又は5強、もしくは東京湾に津波警報が発令された場合で、テレビ・インターネット等からの情報収集・分析の結果、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合</u> 【勤務時間内の災害対策本部の設置の基本的な流れ】 今回の修正で新たに追加	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
2	2	1	1	1	81	【記載なし】	2 勤務時間外 <u>区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、緊急災害対策本部を設置する。</u> <u>（1）緊急災害対策本部参集職員は、地震を感じた場合、テレビ・インターネット等情報を収集し、区内で震度 5 弱の場合は、直ちに参集する。</u> <u>（2）大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合は、災害対策本部へ移行する。</u> 【勤務時間外の災害対策本部の設置の基本的な流れ】 <pre> graph LR A[震度 5 弱以上の地震が発生] --> B[緊急災害対策本部の設置] C[大規模な災害が発生、または発生するおそれ] --> B D[・緊急災害対策本部参集職員 →テレビ・インターネット等情報を収集し、震度 5 弱以上の場合は直ちに参集] --> B B --> E[災害対策本部の設置 (第四次非常配備態勢発令)] </pre>	今回の修正で新たに追加
3	2	1	1	2	82	風水害編 第 3 部 水防応急対策計画 第 1 章 災害応急対策の活動体制 【略】 第 5 節 足立区災害対策本部活動体制（各部） 【略】 第 2 水防本部体制 1 水防本部の設置基準 都市建設部長は、次の設置基準により、水防本部を設置する。 （1）足立区に大雨、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき。 （2）区内の河川に対して水防警報が発せられたとき。 （3）水防法第 10 条第 3 項又は第 11 条第 1 項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき。 （4）前 3 号に掲げるもののほか、都市建設部長が水災が発生するおそれがあると認めたとき。	第 2 風水害 1 水防本部の設置 <u>気象予報により注意予報が発せられた場合、テレビ・インターネット等から情報を収集し、次の条件の場合、水防本部を設置する。</u> <u>（1）足立区に大雨、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき</u> <u>（2）区内の河川に対して水防警報が発せられたとき</u> <u>（3）水防法第 10 条第 3 項又は第 11 条第 1 項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき</u> <u>（4）前 3 号に掲げるもののほか、都市建設部長が、水災が発生するおそれがあると認めたとき</u>	現行では風水害編に記載していたものを移動し、修正

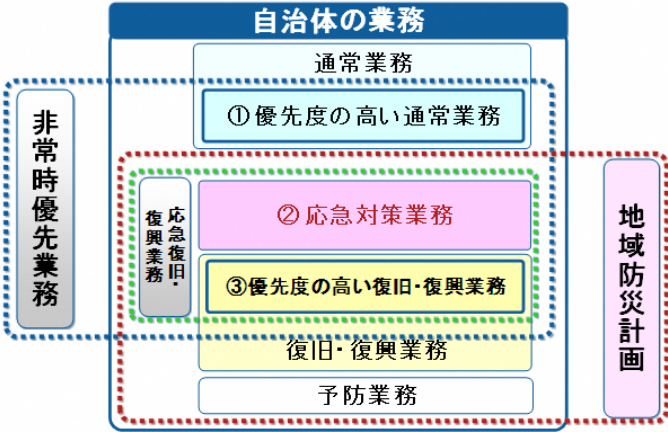
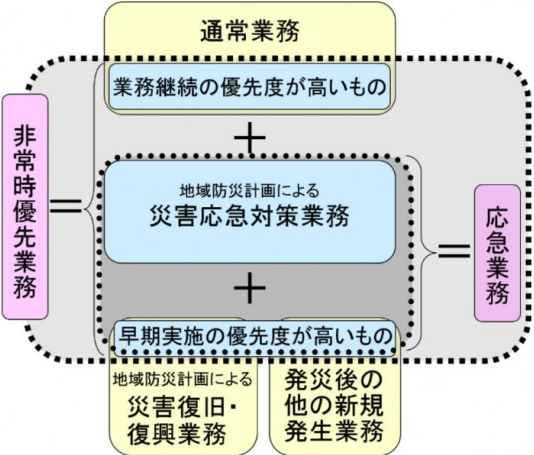
修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
4	2	1	1	2	82	風水害編 第 3 部 水防応急対策計画 第 1 章 災害応急対策の活動体制 【略】 第 5 節 足立区災害対策本部活動体制（各部） 第 1 活動体制 1 台風、豪雨、竜巻、強風、大雪等の発生により、被害が生じる恐れがある場合は、災害の規模や区内の各種状況（河川状況等）を含め総合的に勘案し、災害対策本部を設置する。 2 各種風水害における災害対策本部の設置基準が明確に定められている場合、その基準にもとづき設置する。現在、河川のはん濫が予測される場合は、水位変化と危険レベルに応じて設置することになっている（河川の水位が避難判断水位に達した時、災害対策本部を設置）。	<u>2 災害対策本部の設置</u> 台風、豪雨、竜巻、強風、大雪等の発生により、被害が生じる恐れがある場合は、災害の規模や区内の各種状況（河川状況等）を含め総合的に勘案し、災害対策本部を設置する。 各種風水害における災害対策本部は、中川（吉川水位観測所）、綾瀬川（谷古宇観測所）の水位が避難判断水位（レベル 3：中川 3.8m、綾瀬川 3.1m）に達した時に設置する。河川のはん濫が予測される場合は、水位変化と危険レベルに応じて設置する（河川の水位が避難判断水位に達した時（原則、水位危険度レベル 3 以上））。 【水防本部、災害対策本部の設置の基本的な流れ】 <pre>graph LR; A["・区内大雨、高潮、津波警報発令 ・区内河川水防警報発令 ・都から洪水予報通知 ・その他水害の発生のおそれ"] --> B["水防本部の設置"]; A --> C["・河川の水位が避難判断水位に達した時（原則、水位危険度レベル 3 以上）"]; C --> D["災害対策本部の設置"]</pre>	現行では風水害編に記載していたものを移動し、修正
5	2	1	2	1	84	第 2 部 施策ごとの具体的計画 【略】 第 6 章 応急対応力の強化 【略】 第 5 節 具体的な取組【応急対策】 第 1 初動態勢及び応急対策活動体制 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 ④ 災害対策本部の組織と活動 ア 災害対策本部の設置 （ア）区長若しくはその代理者は、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策本部を区役所中央館 8 階災害対策本部室に設置する。 （イ）本部員の職にあてられている者は、総務部長に本部の設置を要請することができる。 （ウ）総務部長は、上記の要請があった場合、又はその他の状況により、本部を設置する必要があると認めた場合は、本部員を招集し、協議の上、本部の設置を区長に申請する。ただし、本部員を招集するいとまがないときは、総務部長が区長と協議の上、本部を設置する。 （エ）総務部長は、本部が設置されたときに、直ちに東京都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。 （オ）災害対策本部を設置した場合、総務部長は庁舎玄関前及び必要な場所に「足立区災害対策本部」の表示を掲出する。 （カ）各部長は、所属職員に本部の設置を周知徹底する。 （キ）災害対策本部長である区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止し、直ちに東京都知事及び関係機関に通知する。	第 2 節 災害対策本部の組織及び活動 第 1 災害対策本部の設置 <u>1 災害対策本部は、区長若しくはその代理者が設置する。</u> <u>2 設置場所は、区役所中央館 8 階災害対策本部室とする。</u> <u>3 本部員の職にあてられている者は、危機管理部長もしくは総務部長に本部の設置を要請することができる。</u> <u>4 危機管理部長もしくは総務部長は、上記の要請があった場合、又はその他の状況により、本部を設置する必要があると認めた場合は、本部員を招集し、協議の上、本部の設置を区長に申請する。ただし、本部員を招集するいとまがないときは、危機管理部長もしくは総務部長が区長と協議の上、本部を設置する。</u> <u>5 危機管理部長は、本部が設置されたときに、直ちに東京都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。</u> <u>6 危機管理部長は、本部が設置されたときに、庁舎玄関前及び必要な場所に「足立区災害対策本部」の表示を掲出する。</u> <u>7 各部長は、所属職員に本部の設置を周知徹底する。</u> <u>8 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。</u> <u>9 危機管理部長は、本部が解散した場合、直ちに東京都知事及び関係機関に通知する。</u>	

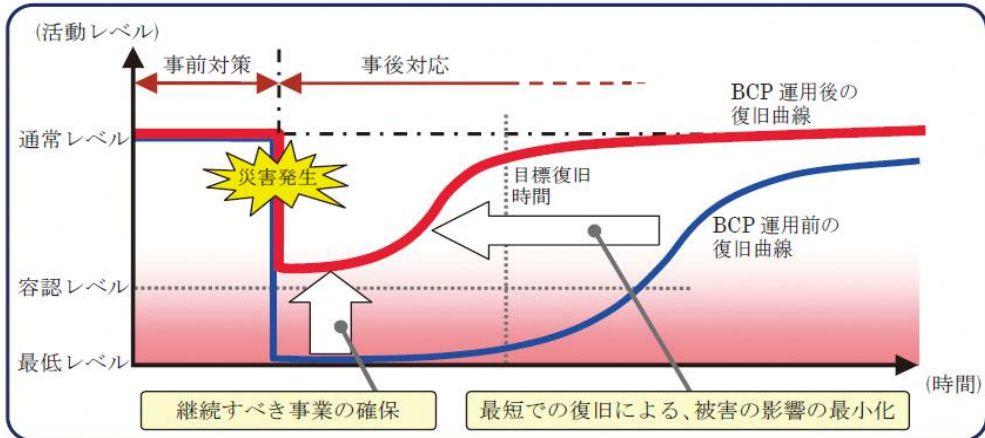
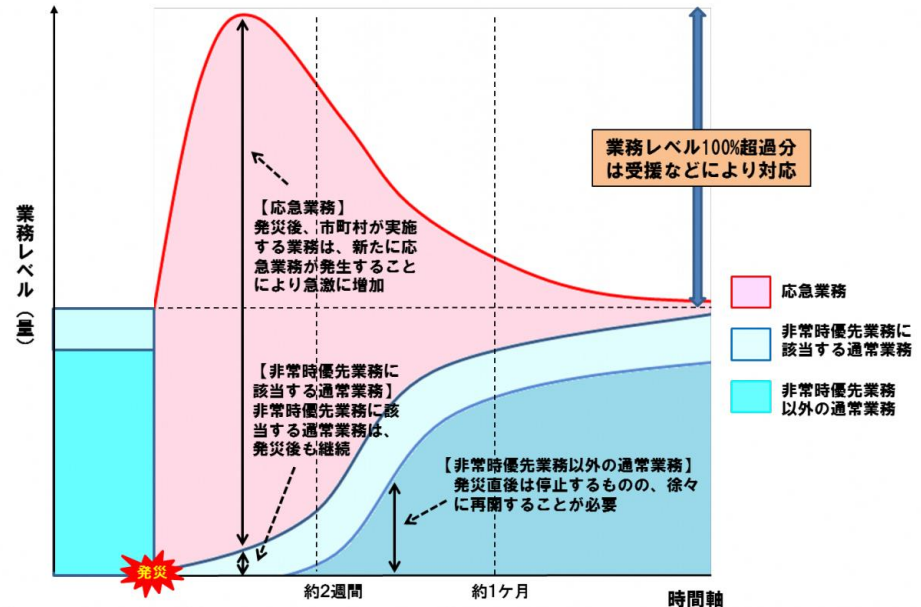
修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
6	2	1	2	2	85	【組織図】 【本部長室】 ・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・副本部員 ・危機管理室長【参謀】（本部員） 【防災会議】 【本部派遣員】 【防災関係機関】 ・都関係機関 ・警察署 ・消防署 ・自衛隊 ・指定地方行政期間 ・指定公共機関 ・指定地方公共機関 等 情報収集指令室（危機管理室） 防災関係機関、各部、特命部が連携 特命部等の活動期間イメージ 発災 1日～3日 4日目以降 職員・物資担当 避難行動要支援者対策担当 医療部 がれき部 応急危険度判定部 救出部 復旧復興対応担当 各部担当業務 【特命部の構成】 情報収集指令室：総務部危機管理室職員、指定職員 職員・物資担当：総務部、区民部、地域のちから推進部 避難行動要支援者対策班：福祉部、衛生部、地域のちから推進部、政策経営部、その他関係部署 医療部：衛生部、足立区医師会、日本赤十字社 がれき部：環境部、東京都足立都税事務所、地域のちから推進部 応急危険度判定部：都市建設部（建築室）、専門ボランティア 救出部：警察署、消防署、自衛隊、都市建設部 復旧復興対応担当：都市建設部、政策経営部、産業経済部、その他関係部署	第2 災害対策本部の組織 1 災害対策本部は、本部長室（中央館8階）、情報収集指令室（南館7階：危機管理部等）及び区（各部等）をもって構成する。 【組織図】 【本部長室】 ・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・副本部員 ・危機管理部長【参謀】（本部員） 【防災会議】 【本部派遣員】 【防災関係機関】 ・都関係機関 ・警察署 ・消防署 ・自衛隊 ・指定地方行政機関 ・指定公共機関 ・指定地方公共機関 等 情報収集指令室（危機管理部等） 防災関係機関、各部、特命部が連携 特命部等の活動期間イメージ 発災 1日～3日 4日目以降 職員・物資担当 避難行動要支援者対策担当 医療部 がれき部 応急危険度判定部 救出部 復旧復興対応担当 各部担当業務 【特命部の構成】 情報収集指令室：危機管理部職員、指定職員 職員・物資担当：総務部、区民部、地域のちから推進部 避難行動要支援者対策班：福祉部、衛生部、地域のちから推進部、政策経営部、その他関係部署 医療部：衛生部、足立区医師会、日本赤十字社 がれき部：環境部、東京都足立都税事務所、地域のちから推進部 応急危険度判定部：都市建設部（建築室）、専門ボランティア 救出部：警察署、消防署、自衛隊、都市建設部 復旧復興対応担当：都市建設部、政策経営部、産業経済部、その他関係部署	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
7	2	1	2	2	86	a 本部長室は、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成し、本部の基本方針を審議策定するため、次の事務を所掌する。 （a）本部の非常配備体制及び廃止に関すること （b）災害情報の収集及び伝達に関すること （c）避難の勧告又は指示に関すること （d）自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること （e）市町村及び他の公共機関、防災機関等に対する応援要請に関すること （f）その他災害対策に関すること （g）本部長室の庶務は、情報収集指令室（総務部危機管理室）が行う。 【略】 c 本部長等の職務は以下のとおり。 （a）本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。 （b）副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときは、その職務を代理する。 （c）なお、職務代理者に事故あるときは、以下に定める順序により臨時代理者をおく。 （1）総務部長 （2）危機管理室長 （3）危機管理室長経験者 （4）災害対策課長経験者の部長級職員 （5）危機管理課長経験者の部長級職員 （6）その他部長級職員で、組織順の上位にあるもの 【略】 h 情報収集指令室は、室長、副室長、班員で構成し、主な業務は以下のとおり。 （a）各種情報の収集・伝達に関すること （b）災害対策本部の指示伝達に関すること （c）各部局、特命部、関係機関との情報連絡調整に関すること （d）避難勧告・指示に関すること （e）受援活動に関わる関係機関との連絡調整に関すること （f）防災会議の招集に関すること i 情報収集指令室の各職員の職務は以下のとおり （a）室長（危機管理室長）は、情報収集指令室の統括を担当する。 （b）副室長（災害対策課長）は、情報分析班の統括、通信・渉外班の統括、室長不在間の情報収集指令室の統括を担当する。 （c）なお、職務代理者に事故があるときは、危機管理課長がその職務を代理する。 （d）情報分析班（班長（災害対策係長））は、以下の業務を担当する。 （1）被害情報の収集と分析に関すること （2）避難勧告・指示発令の検討に関すること （3）応急対策実施状況の把握と需給ギャップの推定と対策検討に関すること （4）協定等にもとづく応援要請の検討に関すること （5）個々の協定等を担当する各部と応援要請の検討に関すること （6）他の自治体等からの自主的な応援に関する対応の検討に関すること （7）本部活動の記録の作成に関すること （e）通信・渉外班（班長（危機管理課長）、危機管理係長、施設管理係長等）は、以下の業務を担当する。 （1）通信手段の確保に関すること	a 本部長室は、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成し、本部の基本方針を審議策定するため、次の事務を所掌する。 （a）本部の非常配備態勢及び廃止に関すること （b）災害情報の収集及び伝達に関すること （c）避難の勧告又は指示に関すること （d）自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること （e）市町村及び他の公共機関、防災機関等に対する応援要請に関すること （f）その他災害対策に関すること （g）本部長室の庶務は、<u>情報収集指令室</u>（<u>危機管理部等</u>）が行う。 【略】 c 本部長等の職務は以下のとおり。 （a）本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。 （b）副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときは、その職務を代理する。 （c）なお、職務代理者に事故あるときは、以下に定める順序により臨時代理者をおく。 （1）<u>危機管理部長</u> （2）<u>総務部長</u> （3）危機管理部長経験者 （4）災害対策課長経験者の部長級職員 （5）危機管理課長経験者の部長級職員 （6）その他部長級職員で、組織順の上位にあるもの 【略】 h 情報収集指令室は、室長、副室長、班員で構成し、主な業務は以下の表のとおり。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考																																	
NO	部	章	節	項	頁																																				
						(2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること (3)避難勧告・指示の伝達に関すること (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること (5)防災関係機関・協定自治体等への通信に関すること (6)区各部との連絡調整に関すること (7)防災会議の招集に関すること																																			
8	2	1	2	2	87	【防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】 <table><tr><th>組 織 名</th><th>業 務 内 容</th></tr><tr><td>危機管理室長</td><td>情報収集指令室の統括</td></tr><tr><td>災害対策課長</td><td>情報分析班の統括、通信・渉外班の統括、室長不在間の情報収集指令室の統括</td></tr><tr><td>情報分析班（班長：災害対策係長）</td><td>(1)被害情報の収集と分析に関すること (2)避難勧告・指示発令の検討に関すること (3)応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討に関すること (4)協定等にもとづく応援要請の検討に関すること (5)個々の協定等を担当する各部と応援要請の検討に関すること (6)他の自治体等からの自主的な応援に関する対応の検討に関すること (7)本部活動の記録の作成に関すること</td></tr><tr><td>通信・渉外班（班長：危機管理課長）</td><td>(1)通信手段の確保に関すること (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること (3)避難勧告・指示の伝達に関すること (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること (5)防災関係機関・協定自治体等への通信に関すること (6)区各部との連絡調整に関すること (7)防災会議の招集に関すること （資料編 第 20「宿日直者の職務概要」、第 24「災害状況速報」、第 25「災害（中間・確定）報告様式」 P. 資-6-3、6-6、6-7 参照）</td></tr></table> ※1 部の名称及び分掌事務は、足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。 ※2 ただし、本部長は、職員動員数、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。 ※3 本部長は、災害対応の緊急性や業務量等に応じ、必要があると認めるときは、部を横断し人員を再配分することができる。	組 織 名	業 務 内 容	危機管理室長	情報収集指令室の統括	災害対策課長	情報分析班の統括、通信・渉外班の統括、室長不在間の情報収集指令室の統括	情報分析班（班長：災害対策係長）	(1)被害情報の収集と分析に関すること (2)避難勧告・指示発令の検討に関すること (3)応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討に関すること (4)協定等にもとづく応援要請の検討に関すること (5)個々の協定等を担当する各部と応援要請の検討に関すること (6)他の自治体等からの自主的な応援に関する対応の検討に関すること (7)本部活動の記録の作成に関すること	通信・渉外班（班長：危機管理課長）	(1)通信手段の確保に関すること (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること (3)避難勧告・指示の伝達に関すること (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること (5)防災関係機関・協定自治体等への通信に関すること (6)区各部との連絡調整に関すること (7)防災会議の招集に関すること （資料編 第 20「宿日直者の職務概要」、第 24「災害状況速報」、第 25「災害（中間・確定）報告様式」 P. 資-6-3、6-6、6-7 参照）	【7 階防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】 <table><tr><th>組 織 名</th><th>業 務 内 容</th></tr><tr><td>危機管理部長</td><td>情報収集指令室の統括</td></tr><tr><td>災害対策課長</td><td>情報分析班、通信班、部長不在間の情報収集指令室の統括</td></tr><tr><td>情報分析班（班長：災害対策係長）</td><td>(1)被害・気象等の情報の収集と分析に関すること (2)避難情報の発令の検討に関すること (3)応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること</td></tr><tr><td>通信班（班長：施設管理係長）</td><td>(1)通信手段の確保に関すること (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること (3)避難勧告・指示の伝達に関すること (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること （資料編震災編 第 22「宿日直者の職務概要」、第 26「災害状況速報」、第 27「災害（中間・確定）報告様式」 P. 資-5-3、5-6、5-7）</td></tr><tr><td>担当課長</td><td>受援班の統括</td></tr><tr><td>受援班（班長：担当係長）</td><td>(1)受援に関する状況把握・とりまとめに関すること (2)応援資源の調達・管理の調整に関すること (3)応援の要請、受入のとりまとめに関すること</td></tr><tr><td>危機管理課長</td><td>渉外・庶務班、連携班の統括 部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括</td></tr><tr><td>渉外班（班長：危機管理係長）</td><td>(1)情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること (2)防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること (3)庁内調整、各種調整会議の開催に関すること (4)情報収集指令室の庶務に関すること (5)本部活動の記録の作成に関すること</td></tr><tr><td rowspan="2">連携班</td><td>広報室（広報室長指定）</td><td>(1)報道広報活動に係る情報の収集・伝達、報道機関等の対応 (2)災害情報の発信、調整 等</td></tr><tr><td>区（各部）（各部長指定）</td><td>(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等 (2)受援ニーズに関する各部状況把握・とりまとめ、報告 (3)応援部隊の各部調整、受入に関すること 等</td></tr></table> ※1 連携班における区（各部）は、部の庶務担当係職員を原則とする。 ※2 過去の災害の教訓から、応急対策の指令統制機能を主要な任務とする情報収集指令室（危機管理部職員）は、原則として報道機関、住民からの照会、来訪希望者への個別対応は行わず、本部長室での会議等を通じ、それらの対応体制を速やかに整備する。	組 織 名	業 務 内 容	危機管理部長	情報収集指令室の統括	災害対策課長	情報分析班、通信班、部長不在間の情報収集指令室の統括	情報分析班（班長：災害対策係長）	(1)被害・気象等の情報の収集と分析に関すること (2)避難情報の発令の検討に関すること (3)応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること	通信班（班長：施設管理係長）	(1)通信手段の確保に関すること (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること (3)避難勧告・指示の伝達に関すること (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること （資料編震災編 第 22「宿日直者の職務概要」、第 26「災害状況速報」、第 27「災害（中間・確定）報告様式」 P. 資-5-3、5-6、5-7）	担当課長	受援班の統括	受援班（班長：担当係長）	(1)受援に関する状況把握・とりまとめに関すること (2)応援資源の調達・管理の調整に関すること (3)応援の要請、受入のとりまとめに関すること	危機管理課長	渉外・庶務班、連携班の統括 部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括	渉外班（班長：危機管理係長）	(1)情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること (2)防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること (3)庁内調整、各種調整会議の開催に関すること (4)情報収集指令室の庶務に関すること (5)本部活動の記録の作成に関すること	連携班	広報室（広報室長指定）	(1)報道広報活動に係る情報の収集・伝達、報道機関等の対応 (2)災害情報の発信、調整 等	区（各部）（各部長指定）	(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等 (2)受援ニーズに関する各部状況把握・とりまとめ、報告 (3)応援部隊の各部調整、受入に関すること 等	
組 織 名	業 務 内 容																																								
危機管理室長	情報収集指令室の統括																																								
災害対策課長	情報分析班の統括、通信・渉外班の統括、室長不在間の情報収集指令室の統括																																								
情報分析班（班長：災害対策係長）	(1)被害情報の収集と分析に関すること (2)避難勧告・指示発令の検討に関すること (3)応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討に関すること (4)協定等にもとづく応援要請の検討に関すること (5)個々の協定等を担当する各部と応援要請の検討に関すること (6)他の自治体等からの自主的な応援に関する対応の検討に関すること (7)本部活動の記録の作成に関すること																																								
通信・渉外班（班長：危機管理課長）	(1)通信手段の確保に関すること (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること (3)避難勧告・指示の伝達に関すること (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること (5)防災関係機関・協定自治体等への通信に関すること (6)区各部との連絡調整に関すること (7)防災会議の招集に関すること （資料編 第 20「宿日直者の職務概要」、第 24「災害状況速報」、第 25「災害（中間・確定）報告様式」 P. 資-6-3、6-6、6-7 参照）																																								
組 織 名	業 務 内 容																																								
危機管理部長	情報収集指令室の統括																																								
災害対策課長	情報分析班、通信班、部長不在間の情報収集指令室の統括																																								
情報分析班（班長：災害対策係長）	(1)被害・気象等の情報の収集と分析に関すること (2)避難情報の発令の検討に関すること (3)応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること																																								
通信班（班長：施設管理係長）	(1)通信手段の確保に関すること (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること (3)避難勧告・指示の伝達に関すること (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること （資料編震災編 第 22「宿日直者の職務概要」、第 26「災害状況速報」、第 27「災害（中間・確定）報告様式」 P. 資-5-3、5-6、5-7）																																								
担当課長	受援班の統括																																								
受援班（班長：担当係長）	(1)受援に関する状況把握・とりまとめに関すること (2)応援資源の調達・管理の調整に関すること (3)応援の要請、受入のとりまとめに関すること																																								
危機管理課長	渉外・庶務班、連携班の統括 部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括																																								
渉外班（班長：危機管理係長）	(1)情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること (2)防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること (3)庁内調整、各種調整会議の開催に関すること (4)情報収集指令室の庶務に関すること (5)本部活動の記録の作成に関すること																																								
連携班	広報室（広報室長指定）	(1)報道広報活動に係る情報の収集・伝達、報道機関等の対応 (2)災害情報の発信、調整 等																																							
	区（各部）（各部長指定）	(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等 (2)受援ニーズに関する各部状況把握・とりまとめ、報告 (3)応援部隊の各部調整、受入に関すること 等																																							

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考																																							
NO	部	章	節	項	頁																																										
9	2	1	2	2	88	【記載なし】	【情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容の例】 災害時には人命に関わる緊急対応が必要な情報と、そうでない情報が混在し、一度に流通するリスクがあることから、情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容を検討する。（資料編震災編 第3「情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容の例」P. 資-0-19）	今回の修正で新たに追加																																							
10	2	1	2	2	88	【各部・各公社等分掌事務内容】 <table><tr><th>各部・公社等 名 称</th><th>震 災 発 生 1 日 ～ 3 日 の 応 急 対 策</th><th>震 災 発 生 4 日 目 以 降 の 応 急 対 策</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区（総務部）</td><td>①災害対策本部の運営に関すること ②情報収集指令室の管理・運営統括 ③災害情報の収集・伝達及び統括に関すること ④防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること ⑤一般ボランティアの受入れ・支援に関すること ⑥職員・物資担当の管理・運営統括 ⑦救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること ⑧応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること ⑨職員動員数の把握に関すること ⑩職員の給食に関すること</td><td>①防災会議の開催に関すること ②職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること ③その他左記の応急対策業務</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区（地域のちから推進部）</td><td>①区内被害情報収集・調査 ②要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること） ③地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護 ④所管施設の被害状況調査 ⑤第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営 ⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容 ⑦応急給水槽管理運営（スポーツ振興課（総合スポーツセンター）：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園） ※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設</td><td>①り災証明のための家屋被災調査 ②り災証明発行 ③文化財の保護 ④左記の応急対策業務 ⑤義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 ⑥各種民間団体との連絡調整 ⑦がれき処理住民受付 ⑧応急仮設住宅受付協力 ⑨応急学童保育の実施</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	各部・公社等 名 称	震 災 発 生 1 日 ～ 3 日 の 応 急 対 策	震 災 発 生 4 日 目 以 降 の 応 急 対 策	略	略	略	区（総務部）	①災害対策本部の運営に関すること ②情報収集指令室の管理・運営統括 ③災害情報の収集・伝達及び統括に関すること ④防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること ⑤一般ボランティアの受入れ・支援に関すること ⑥職員・物資担当の管理・運営統括 ⑦救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること ⑧応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること ⑨職員動員数の把握に関すること ⑩職員の給食に関すること	①防災会議の開催に関すること ②職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること ③その他左記の応急対策業務	略	略	略	区（地域のちから推進部）	①区内被害情報収集・調査 ②要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること） ③地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護 ④所管施設の被害状況調査 ⑤第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営 ⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容 ⑦応急給水槽管理運営（スポーツ振興課（総合スポーツセンター）：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園） ※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設	①り災証明のための家屋被災調査 ②り災証明発行 ③文化財の保護 ④左記の応急対策業務 ⑤義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 ⑥各種民間団体との連絡調整 ⑦がれき処理住民受付 ⑧応急仮設住宅受付協力 ⑨応急学童保育の実施	略	略	略	3 区（各部等）の分掌事務は、下表に示すとおりである。 【各部・各公社等分掌事務内容】 <table><tr><th>各部・公社等 名 称</th><th>震 災 発 生 1 日 ～ 3 日 の 応 急 対 策</th><th>震 災 発 生 4 日 目 以 降 の 応 急 対 策</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区（総務部）</td><td>①一般ボランティアの受入れ・支援に関すること ②職員・物資担当の管理・運営統括 ③救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること ④応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること ⑤職員動員数の把握に関すること ⑥職員の給食に関すること</td><td>①職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること ②その他左記の応急対策業務</td></tr><tr><td>区（危機管理部）</td><td>①災害対策本部の運営に関すること ②情報収集指令室の管理・運営統括 ③災害情報の収集・伝達及び統括に関すること ④防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること</td><td>①防災会議の開催に関すること ②その他左記の応急対策業務</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区（地域のちから推進部）</td><td>①区内被害情報収集・調査 ②要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること） ③地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護 ④所管施設の被害状況調査 ⑤第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営 ⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容 ⑦応急給水槽管理運営（スポーツ振興課（総合スポーツセンター）：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園、伊興区民事務所：諏訪木東公園内応急給水槽、江北区民事務所：北宮城町公園内応急給水槽 ※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設</td><td>①り災証明のための家屋被災調査 ②り災証明発行 ③文化財の保護 ④左記の応急対策業務 ⑤義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 ⑥各種民間団体との連絡調整 ⑦がれき処理住民受付 ⑧応急仮設住宅受付協力 ⑨応急学童保育の実施</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> ※1 部の名称及び分掌事務は、足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。 ※2 ただし、本部長は、職員動員数、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。 ※3 本部長は、災害対応の緊急性や業務量等に応じ、必要があると認めるときは、部を横断し人員を再配分することができる。	各部・公社等 名 称	震 災 発 生 1 日 ～ 3 日 の 応 急 対 策	震 災 発 生 4 日 目 以 降 の 応 急 対 策	略	略	略	区（総務部）	①一般ボランティアの受入れ・支援に関すること ②職員・物資担当の管理・運営統括 ③救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること ④応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること ⑤職員動員数の把握に関すること ⑥職員の給食に関すること	①職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること ②その他左記の応急対策業務	区（危機管理部）	①災害対策本部の運営に関すること ②情報収集指令室の管理・運営統括 ③災害情報の収集・伝達及び統括に関すること ④防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること	①防災会議の開催に関すること ②その他左記の応急対策業務	略	略	略	区（地域のちから推進部）	①区内被害情報収集・調査 ②要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること） ③地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護 ④所管施設の被害状況調査 ⑤第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営 ⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容 ⑦応急給水槽管理運営（スポーツ振興課（総合スポーツセンター）：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園、伊興区民事務所：諏訪木東公園内応急給水槽、江北区民事務所：北宮城町公園内応急給水槽 ※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設	①り災証明のための家屋被災調査 ②り災証明発行 ③文化財の保護 ④左記の応急対策業務 ⑤義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 ⑥各種民間団体との連絡調整 ⑦がれき処理住民受付 ⑧応急仮設住宅受付協力 ⑨応急学童保育の実施	略	略	略	
各部・公社等 名 称	震 災 発 生 1 日 ～ 3 日 の 応 急 対 策	震 災 発 生 4 日 目 以 降 の 応 急 対 策																																													
略	略	略																																													
区（総務部）	①災害対策本部の運営に関すること ②情報収集指令室の管理・運営統括 ③災害情報の収集・伝達及び統括に関すること ④防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること ⑤一般ボランティアの受入れ・支援に関すること ⑥職員・物資担当の管理・運営統括 ⑦救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること ⑧応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること ⑨職員動員数の把握に関すること ⑩職員の給食に関すること	①防災会議の開催に関すること ②職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること ③その他左記の応急対策業務																																													
略	略	略																																													
区（地域のちから推進部）	①区内被害情報収集・調査 ②要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること） ③地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護 ④所管施設の被害状況調査 ⑤第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営 ⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容 ⑦応急給水槽管理運営（スポーツ振興課（総合スポーツセンター）：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園） ※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設	①り災証明のための家屋被災調査 ②り災証明発行 ③文化財の保護 ④左記の応急対策業務 ⑤義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 ⑥各種民間団体との連絡調整 ⑦がれき処理住民受付 ⑧応急仮設住宅受付協力 ⑨応急学童保育の実施																																													
略	略	略																																													
各部・公社等 名 称	震 災 発 生 1 日 ～ 3 日 の 応 急 対 策	震 災 発 生 4 日 目 以 降 の 応 急 対 策																																													
略	略	略																																													
区（総務部）	①一般ボランティアの受入れ・支援に関すること ②職員・物資担当の管理・運営統括 ③救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること ④応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること ⑤職員動員数の把握に関すること ⑥職員の給食に関すること	①職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること ②その他左記の応急対策業務																																													
区（危機管理部）	①災害対策本部の運営に関すること ②情報収集指令室の管理・運営統括 ③災害情報の収集・伝達及び統括に関すること ④防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること	①防災会議の開催に関すること ②その他左記の応急対策業務																																													
略	略	略																																													
区（地域のちから推進部）	①区内被害情報収集・調査 ②要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること） ③地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護 ④所管施設の被害状況調査 ⑤第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営 ⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容 ⑦応急給水槽管理運営（スポーツ振興課（総合スポーツセンター）：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園、伊興区民事務所：諏訪木東公園内応急給水槽、江北区民事務所：北宮城町公園内応急給水槽 ※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設	①り災証明のための家屋被災調査 ②り災証明発行 ③文化財の保護 ④左記の応急対策業務 ⑤義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給 ⑥各種民間団体との連絡調整 ⑦がれき処理住民受付 ⑧応急仮設住宅受付協力 ⑨応急学童保育の実施																																													
略	略	略																																													

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
11	2	1	2	3	92	ウ 災害対策本部体制の考え方と業務分掌 【略】 （ア）情報収集指令室を、災害対策本部長の指揮を補佐する部門として位置づける。 情報収集指令室で情報収集伝達、受援活動の窓口、災害対策本部への各種情報の伝達、各部への指示等を実施する。	第 3 災害対策本部体制の考え方と業務分掌 【略】 1 情報収集指令室を、災害対策本部長の指揮を補佐する部門として位置づける。 情報収集指令室で情報収集伝達、受援活動の <u>とりまとめ</u> 、 <u>本部長室</u> への各種情報の伝達、各部への指示等を実施する。	
12	2	1	3	-	93	③ 緊急災害対策本部の設置と活動 ア 勤務時間外で、気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置している震度計が震度 5 弱以上を記録した場合、区は、直ちに緊急災害対策本部（以下「緊対本部」という。）を設置する。 イ 緊対本部は、副区長を本部長とする。 ウ 緊対本部職員は指定された各区民事務所等に参集し、参集場所毎に統括者及び副統括者を置く。 エ 統括者は緊対本部長の命を受け、また参集職員は統括者の命を受けて次の事務を行う。 （ア）災害情報の収集・伝達 （イ）被害状況の調査確認 （ウ）区防災無線の開局 （エ）災害対策本部の設置準備 （オ）緊急救助活動 （カ）区が設置した学童保育室の安全確保 （キ）その他緊対本部長が必要と認めて指示する事項 オ 緊対本部の構成員、参集場所等については、別途要綱に定める。	第 3 節 緊急災害対策本部の設置と組織及び活動 第 1 勤務時間外で、気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置している震度計が震度 5 弱以上を記録した場合、区は、直ちに緊急災害対策本部を <u>区役所南館 7 階防災センター</u> に設置する。 第 2 緊急災害対策本部は、副区長を本部長とする。 第 3 緊急災害対策本部職員は指定された各区民事務所等に参集し、参集場所毎に統括者及び副統括者を置く。 第 4 統括者は緊急災害対策本部長の命を受け、また参集職員は統括者の命を受けて次の事務を行う。 1 災害情報の収集・伝達 2 被害状況の調査確認 3 区防災無線の開局 4 災害対策本部の設置準備 5 緊急救助活動 6 区が設置した学童保育室の安全確保 7 その他緊急災害対策本部長が必要と認めて指示する事項 第 5 緊急災害対策本部の構成員、参集場所等については、別途要綱に定める。	
13	2	2	-	-	94	【記載なし】	第 2 章 足立区業務継続計画（BCP）の概要 業務継続計画（BCP）は、 <u>地域防災計画を補完する計画であり、区が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保する目的で策定する。</u> <u>区としては、災害発生直後は業務が混乱し機能不全に陥りやすいという、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえ、これを防止するために、「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、災害発生時の即応態勢を早期に確立するとともに、効果的・効率的で迅速な人員の配分を行う。</u>	今回の修正で新たに追加
14	2	2	-	-	94	【自治体の非常時優先業務】  The diagram shows a hierarchy of business continuity for local governments. At the top is '自治体の業務' (Local Government Business) in a blue box. Below it is '通常業務' (Normal Business) in a light blue box, which contains '① 優先度の高い通常業務' (Priority Normal Business). Below that is '② 応急対策業務' (Emergency Response Business) in a pink box. Below that is '③ 優先度の高い復旧・復興業務' (Priority Restoration/Recovery Business) in a yellow box. At the bottom are '復旧・復興業務' (Restoration/Recovery Business) and '予防業務' (Prevention Business) in light blue boxes. A dashed blue box on the left labeled '非常時優先業務' (Emergency Priority Business) encompasses the top three levels. A dashed red box on the right labeled '地域防災計画' (Regional Disaster Prevention Plan) encompasses the bottom two levels. A dashed green box in the center encompasses the middle two levels.	【非常時優先業務のイメージ】  The diagram illustrates the concept of emergency priority business. It shows a central box labeled '地域防災計画による災害応急対策業務' (Disaster Emergency Response Business by Regional Disaster Prevention Plan). Above it is '通常業務' (Normal Business) and below it is '早期実施の優先度が高いもの' (High Priority for Early Implementation). To the left is '非常時優先業務' (Emergency Priority Business) and to the right is '応急業務' (Emergency Business). Below the central box are two boxes: '地域防災計画による災害復旧・復興業務' (Disaster Restoration/Recovery Business by Regional Disaster Prevention Plan) and '発災後の他の新規発生業務' (Other New Occurring Business after Disaster). The diagram uses plus and minus signs to show the relationship between these elements. 出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月）	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
15	2	2	-	-	94	【BCP 策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】 	【発災後区が実施する業務の推移】  出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月）を一部改変	
16	2	2	1	1	95	第 1 初動態勢及び応急対策活動体制 （ 1 ） 対策内容と役割分担 各防災関係機関は、区の区域内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関が一体的な効果を発揮しうよう必要な活動体制を確立する。 応急対策に必要な資源が不足するとき、各防災関係機関は、優先順位に応じた資源配分を行う。優先順位は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三は復旧・復興である。	第 1 節 地震等災害発生時の即応態勢 第 1 区及び各防災関係機関は、区の区域内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、各防災関係機関が一体的な効果を発揮しうよう必要な活動体制を確立する。 <u>災害応急対策において、資源が不足するとき、各防災関係機関は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三は復旧・復興の優先順位で、これに応じた資源配分を行うとともに、必要な資源が不足する場合は、非常時優先業務の執行に必要な資源の早期確保を重視する。</u>	
17	2	2	1	2	95	① 区職員の初動態勢 【地震発生直後の情報収集と対応】 ア 職員は、地震を感じた場合、直ちに防災行政無線及びテレビ・ラジオから地震の情報を収集しなければならない。 イ 職員は、気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。 （ア）勤務時間外の場合は、すべての職員は、自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集する。緊急災害対策本部参集職員は、参集途上で被害状況を観察し、拠点到着後、防災無線により防災センターに報告する。 （イ）勤務時間内の場合は、直ちに応急対策実施の準備を行い、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を仰ぐ。	第 2 区職員の初動態勢 1 職員は、<u>災害発生のおそれ又は発生を確認（地震の感知、風水害情報の確認等）した場合、直ちに防災行政無線及びテレビ・インターネット等から災害の情報を収集しなければならない。</u> 2 職員は、<u>地震において気象庁発表の足立区の震度が 6 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 6 弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。</u> （1）勤務時間外の場合は、すべての職員は、自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集する。<u>なお、緊急災害対策本部参集職員は、震度 5 弱以上で参集し、参集途上で被害状況を観察し、拠点到着後、防災無線により 7 階防災センターに報告する。</u> （2）勤務時間内の場合は、直ちに応急対策実施の準備を行い、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を仰ぐ。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
18	2	2	1	3	95	② 区（各部）の初動態勢 ア 早期の初動体制の確立と災害状況の全容把握は、その後の応急対策の成果を左右する。このため、東日本大震災での教訓を踏まえて見直した部別行動計画に基づき行動する。また、必要に応じて策定している発災直後 6 時間の対応をまとめた初動マニュアルを活用する。	第 3 区（各部）の初動態勢 <u>1 早期の初動体制の確立と災害状況の全容把握は、その後の応急対策の成果を左右する。このため、東日本大震災での教訓を踏まえて見直した部別行動計画に基づき行動する。また、必要に応じて策定している発災直後 6 時間の対応をまとめた初動マニュアルを活用する。</u> <u>2 区長が不在もしくは職務遂行に支障をきたす状況にある場合は、災害対策本部副本部長（副区長、教育長）、危機管理部長、総務部長の順位で業務を代行し、緊急時の重要な意思決定に支障を生じさせないようにする。</u> <u>3 本庁舎における区（各部）及び災害対策本部の業務遂行が困難になる等本庁舎が使用不能に陥るような万が一の場合を想定して、代替業務場所及び災害対策本部の代替場所についてあらかじめ検討しておくことが必要である。この際、停電等に備えた、非常用発電機や燃料等、及び水や食料品の確保を図る。</u> <u>4 区（各部）は、発災時各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を非常時優先業務として整理し、被災者支援や住民の対応に欠落を生じないように業務が遂行できる体制を確立する。</u>	
19	2	2	1	4	96	⑤ 業務継続計画（BCP）との調整と運用 ア BCP の発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。 イ BCP 発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通知する。また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、区（各部）とも努める。 ウ 区長は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。	第 4 業務継続計画（BCP）との調整と運用 1 BCP の発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。 2 BCP 発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通知する。また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、区（各部）が努める。 3 区長もしくはその代理者は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。	
20	2	2	2	1	97	⑥ 職員動員態勢 ア 区長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置したときは、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令を発し、部長及び本部の職員を配備する。 【略】 イ 夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、管理職員（1 人）及び情報連絡員（1 人）が、輪番制で防災センターに宿直し、勤務時間外の災害発生に備える。 ウ 上記の体制確立後、本部長は災害の規模等により、非常配備の体制を変更する。 エ 総務部長は、必要に応じて区職員動員数を各部長に求め、把握する。 （資料編に「非常配備体制配備人員報告様式」 P. 資-6-8） オ 本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備体制を発する。 カ 部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、部別行動計画に基づき、所定のマニュアルを参考に所属職員に必要な指示をしなければならない。	第 2 節 職員配備計画 第 1 非常配備態勢 1 区長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置したときは、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令 <u>（下図）</u> を発し、部長及び本部の職員を配備する。 【略】 2 夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、<u>平日夜間にあっては、情報連絡員（2 人）が、休日等にあっては、管理職員（1 人）及び情報連絡員（2 人）が、輪番制で 7 階防災センターに宿直し、勤務時間外の災害発生に備える。</u> 3 上記の態勢確立後、本部長は災害の規模等により、非常配備の態勢を変更する。 4 総務部長は、必要に応じて区職員動員数を各部長に求め、把握する。 （資料編震災編 第 28「非常配備態勢配備人員報告様式」 P. 資-5-8） 5 本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢を発する。 6 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、部別行動計画に基づき、所定のマニュアルを参考に所属職員に必要な指示をしなければならない。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考																														
NO	部	章	節	項	頁																																	
21	2	2	2	1	97	【非常配備態勢の種別】 <table><tr><th>種 別</th><th>発令の時期</th><th>動員体制</th></tr><tr><td>第 一 次 非常配備態勢</td><td>災害の発生その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。 【部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）】</td></tr><tr><td>第 二 次 非常配備態勢</td><td>1 局地災害が発生したとき。 2 概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。 【職員の 4 分の 1】</td></tr><tr><td>第 三 次 非常配備態勢</td><td>1 区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 2 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢 【職員の 2 分の 1】</td></tr><tr><td>第 四 次 非常配備態勢</td><td>1 災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 2 その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。 3 気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合、第四次非常配備態勢をとる。</td><td>本部の全力をもって対処する態勢 【全職員】</td></tr></table>	種 別	発令の時期	動員体制	第 一 次 非常配備態勢	災害の発生その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。 【部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）】	第 二 次 非常配備態勢	1 局地災害が発生したとき。 2 概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。 【職員の 4 分の 1】	第 三 次 非常配備態勢	1 区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 2 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢 【職員の 2 分の 1】	第 四 次 非常配備態勢	1 災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 2 その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。 3 気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合、第四次非常配備態勢をとる。	本部の全力をもって対処する態勢 【全職員】	【非常配備態勢の種別】 <table><tr><th>種 別</th><th>発令の時期</th><th>動員体制</th></tr><tr><td>第 一 次 非常配備態勢</td><td>1 災害が発生するおそれがあるとき、その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。 2 気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合。</td><td>災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。 【部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）、その他本部長が必要とする者】</td></tr><tr><td>第 二 次 非常配備態勢</td><td>1 局地災害が発生したとき。 2 概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。 【職員の 4 分の 1】</td></tr><tr><td>第 三 次 非常配備態勢</td><td>1 区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 2 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢 【職員の 2 分の 1】</td></tr><tr><td>第 四 次 非常配備態勢</td><td>1 災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 2 その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。 3 気象庁発表の足立区の震度が 6 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 6 弱以上を記録した場合。</td><td>本部の全力をもって対処する態勢 【全職員】</td></tr></table>	種 別	発令の時期	動員体制	第 一 次 非常配備態勢	1 災害が発生するおそれがあるとき、その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。 2 気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合。	災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。 【部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）、その他本部長が必要とする者】	第 二 次 非常配備態勢	1 局地災害が発生したとき。 2 概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。 【職員の 4 分の 1】	第 三 次 非常配備態勢	1 区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 2 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢 【職員の 2 分の 1】	第 四 次 非常配備態勢	1 災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 2 その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。 3 気象庁発表の足立区の震度が 6 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 6 弱以上を記録した場合。	本部の全力をもって対処する態勢 【全職員】	
種 別	発令の時期	動員体制																																				
第 一 次 非常配備態勢	災害の発生その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。 【部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）】																																				
第 二 次 非常配備態勢	1 局地災害が発生したとき。 2 概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。 【職員の 4 分の 1】																																				
第 三 次 非常配備態勢	1 区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 2 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢 【職員の 2 分の 1】																																				
第 四 次 非常配備態勢	1 災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 2 その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。 3 気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合、第四次非常配備態勢をとる。	本部の全力をもって対処する態勢 【全職員】																																				
種 別	発令の時期	動員体制																																				
第 一 次 非常配備態勢	1 災害が発生するおそれがあるとき、その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。 2 気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合。	災害の発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。 【部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）、その他本部長が必要とする者】																																				
第 二 次 非常配備態勢	1 局地災害が発生したとき。 2 概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。 【職員の 4 分の 1】																																				
第 三 次 非常配備態勢	1 区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 2 その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢 【職員の 2 分の 1】																																				
第 四 次 非常配備態勢	1 災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 2 その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。 3 気象庁発表の足立区の震度が 6 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 6 弱以上を記録した場合。	本部の全力をもって対処する態勢 【全職員】																																				
22	2	2	2	2	98	【記載なし】	第 2 非常配備態勢までの対応 1 区は、発災後災害対策本部が設置されるまでの間、勤務時間内においては、7 階防災センター内に設置された情報収集指令室の要員が、勤務時間外においては、7 階防災センター勤務の災害情報連絡員（2 人）と連絡を受けた危機管理部当番班要員が、災害情報の収集と連絡に当たり対応する。対応にあたっては、情報収集指令室長あるいは各班長の指示を受けるとともに、休日の時間外にあっては、管理当直者の指示に従うものとする。 2 気象庁の「予報」または「警報」、もしくはこれに準じる災害に関する情報を入手した場合、危機管理部長が必要を認めた時は、7 階防災センターに情報収集指令室を設置し、必要な情報収集を行うとともに災害予報等の動向を分析し、必要に応じて非常配備態勢への移行を準備する。 3 水防本部が設置される場合には、水防本部の職員配備態勢の行動に準じる。	今回の修正で新たに追加																														

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
23	2	3	-	-	99	【記載なし】	第 3 章 防災関係機関等との相互協力関係 <u>区は、区内において発生した災害に対して、区及び区内所在の防災関係機関を中核とする応急対策を行うことを基本とする。このため、区と防災関係機関は日常から連携を密にして、災害に対処しなければならない。また、災害の程度により被害が広範囲に及んだり、区内防災関係機関だけでの対応が困難な場合には、都、国の防災関係機関や他の地方自治体からの応援、及び民間団体やボランティアによる支援等を受けて対応する必要がある。</u>	今回の修正で新たに追加
24	2	3	1	1	99	【記載なし】	第 1 節 防災関係各機関との協力計画 第 1 <u>区は、下記に示す防災機関の長または代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。防災関係機関に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。</u> <u>1 警察災害派遣隊</u> <u>2 緊急消防派遣隊</u> <u>3 自衛隊</u> (詳細は第 4 部 第 13 章 受援計画で記載)	今回の修正で新たに追加
25	2	3	2	1	99	【記載なし】	第 2 節 都との協力計画 第 1 <u>区長は、都知事に応援又は応援のあつせんを求める等して災害対策に万全を期することとする。都に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。</u> (詳細は第 4 部 第 13 章 受援計画で記載)	今回の修正で新たに追加
26	2	3	3	1	99	【記載なし】	第 3 節 他自治体等地方公共団体との協力計画 第 1 <u>区は、災害時において他の自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力態勢を構築するとともに、区内で災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。また、応援協定自治体以外についても、国や都、ないしは自治体に直接支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。</u> (詳細は第 4 部 第 13 章 受援計画で記載)	今回の修正で新たに追加
27	2	3	4	1	99	【記載なし】	第 4 節 民間・ボランティア等との協力計画 第 1 <u>区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。民間団体等に支援を要請する際は、協定にもとづく手続きに努め、迅速な受入を可能とする。</u> 第 2 <u>区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備し、迅速な受入を可能とする。</u> 第 3 <u>区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係る応援隊の受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。</u> (詳細は第 4 部 第 13 章 受援計画で記載)	今回の修正で新たに追加

2. 記載内容の充実・変更

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
28	1	1	1	1	1	第1部 足立区の防災力の高度化に向けて 第1章 地域防災計画（震災対策編）の概要 第1節 計画の目的及び前提 第1 計画の目的 足立区は地震に対して脆弱な特性を持っている。それは、足立区的地盤が軟弱な沖積層であること、木造住宅密集地域が点在していること等を理由とするものである。現在、危惧されている首都直下地震に加え、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災クラスの地震が発生した場合、現状のままでは大きな被害から免れることはできない。しかし、国、都、区、そして区民、事業者が、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、地震発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめることができる。 この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。	第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提 第1 計画の目的 足立区は、<u>海拔 2 m前後の沖積低地であり、その地盤が軟弱であること、及び木造住宅密集地域が分布していることなどにより、地震や風水害に対して脆弱な特性を持っている。</u><u>このため、首都直下地震のような大震災や河川堤防の決壊を伴うような大水害などの大規模災害に対する十分な備えと対策が求められている。</u> 国、都、区、そして区民、事業者が、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、<u>災害発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめる必要がある。</u> この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。	
29	1	1	1	2	1	第2 計画の前提 この計画は、最新の人口動態、第1部第2章第2節に掲げる「被害想定」、東日本大震災等の最近の大規模地震等から得た教訓、近年の社会インフラの成熟、経済情勢の変化、及び各種提言等を可能な限り考慮し策定した。 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子ども、障がい者等（以下、要配慮者という）に対しては、きめ細かい配慮が必要である。 東日本大震災において、これらの要配慮者の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、区としてもこうした動向を踏まえ計画を策定した。 足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大、要配慮者により配慮した防災対策、地域や事業者等と区との連携した防災活動を推進していく。	第2 計画の前提 この計画は、最新の人口動態と土地区画整理などの都市建設事業などに基づき、<u>足立区において予想される大規模地震発災時の「被害想定」、東日本大震災や熊本地震等の最近の大規模地震等から得た教訓、近年の社会インフラの成熟、経済情勢の変化、及び各種提言等を可能な限り考慮し策定した。また、風水害に関しては、過去の台風や最近顕著となっているゲリラ豪雨などの都市型水害を参考として計画を策定した。</u> 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子ども、障がい者等（以下、要配慮者という）に対しては、きめ細かい配慮が必要である。 <u>特に、要配慮者への対応については、東日本大震災や熊本地震においても、必ずしも十分ではなかったとの指摘がなされている。これらを背景に、国の防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われていることから、区としてもこうした動向を踏まえ計画を策定した。</u> 足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大<u>していくとともに、要配慮者により配慮した防災対策を行いながら、地域や事業者等と区とが連携した防災活動を推進していくものとする。</u>	
30	1	1	3	-	3	第3節 計画の全体像 本計画は、第1部で総論、第2部で予防・応急・復旧対策、第3部で復興対策を定めている。 また、第2部においては、区及び防災関係機関が行うべき災害対策を、取り組む分野ごとに整理し、その分野ごとに具体的に記載している。また、その分野ごとの記載は、対策の一連の流れを理解しやすいように配置し、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の3つの枠組みに分けて記載している。 本計画の全体像は、次のとおりである。	第3節 計画の全体像 <u>本計画は、第1部「総則」、第2部「防災に関する組織と活動内容」、第3部「災害予防計画」、第4部「災害応急対策計画」、第5部「災害復旧計画」、第6部「災害復興計画」から構成されている。</u> <u>第2部の防災に関する組織と活動内容に関しては、防災業務の多様化及び増加に対応した防災力強化のために、災害対策本部設置基準に基づいた区としての指令統制機能を明確化し、発災時における即応態勢と、防災関係機関等との協力関係を記載してある。</u> <u>第3部以降は、これまでの施策分野を中心にした記述から、予防・応急・復興という段階を中心にして、それぞれの段階において、共通となる施策についての対策等を記載した。</u> 本計画の全体像は次のとおりである。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
31	1	1	6	1 2	7	【記載なし】	第 6 節 地区防災計画との連携 第 1 地区防災計画の目的 <u>平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災等においても、自助・共助の重要性が再度認識された。</u> <u>このような状況を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法改正により、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、区内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」と言う。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。</u> <u>地区防災計画は、地区居住者等自身が率先して、防災活動に取り組むことにより、地域防災力を高め、地域コミュニティを維持・活性化を図ることを目的として策定するものである。</u> 第 2 地区防災計画の位置付け <u>地区防災計画は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるとともに、地域防災計画の中に同計画が規定されることにより、地域防災計画と地区防災計画に基づく防災活動とが連携し、地区の防災力を向上させるものである。</u> 【地区防災計画の位置付け】 足立区地域防災計画 （区全体の実情に即した計画） ⇕ 地域防災計画と地区防災計画 とが連携することにより 地区の防災力を向上 地区防災計画 （居住者等による自発的な防災活動に関する計画）	新たに 6 節を追加（現行は 5 節まで）

第 1 部 総則
第 4 章 減災目標と対応の方向性

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
32	1	4	1	1	36	第 5 章 被害軽減とまち再生に向けた目標（減災目標） 第 1 節 減災目標 本計画の目的である「減災の視点で、区と防災関係機関、区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守る」ため、12 の分野に対して、足立区の現況や被害想定を踏まえて課題を抽出し、減災の目標を到達目標として設定した。 また減災目標を、大きく「人的被害（死者）の軽減」に関わる目標と「まちの早期復興」に関わる目標に分類し、この最終到達点を「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」と設定した。 12 の分野に対する、3 つの枠組み（【予防対策】、【応急対策】、【復旧対策】）ごとの施策が全て実施されることにより、到達目標及びその最終到達点である「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」が達成されるものとして施策を推進する。 なお、本計画における減災目標の体系を p29～p31 に示す。 足立区の「被害想定」は、第 1 部 第 2 章 第 2 節に示す通り、死者 712 人（最大：東京湾北部地震の場合）とされており、その原因別内訳は概ね以下のとおりとなっている。	第 4 章 減災目標 第 1 節 基本目標 第 1 基本目標 <u>減災の目標には、大別して「人的被害（死者）の軽減」に関わる目標と「まちの早期復興」に関わる目標があり、この最終到達点である「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」を基本目標として設定する。</u> なお、足立区の「被害想定」では、地震災害被害（第 1 部 第 2 章 第 2 節）において死者の想定をしている。死者数は 712 人（最大：東京湾北部地震の場合）とされており、その原因別内訳は概ね以下のとおりとなっている。	
33	1	4	1	2	36	【記載なし】	第 2 基本目標達成の考え方 <u>第 3 部の災害予防計画、第 4 部の災害応急対策計画、第 5 部の災害復旧計画の施策が全て実施されることにより、基本目標である「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」が達成されるものとして施策を推進する。</u>	現行の第 1 節の中に追加
34	1	4	1	3	36	第 2 節 減災目標達成のための施策管理 本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものであり（第 1 章 第 5 節 計画の修正）、また、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同して調査研究、訓練、その他の方法により、計画の習熟に努めなければならない（第 1 章 第 4 節 計画の習熟）。 これを受け、目標達成のために実施する 12 の分野の各施策のうち、事前に準備できる予防対策については、その進捗管理の徹底を図るものとし、その仕組みづくり（管理体制及び管理帳票の整備）を行うものとする。 また、各取組の進捗が定量的に把握できる事項については、各施策目標の管理表（巻末に掲載）により進捗管理を行う。	第 3 基本目標達成のための施策管理 本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものであり（第 1 章 第 5 節 計画の修正）、また、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同して調査研究、訓練、その他の方法により、計画の習熟に努めなければならない（第 1 章 第 4 節 計画の習熟）。 これを受け、目標達成のために実施する各施策のうち、事前に準備できる災害予防計画（第 3 部）については、その進捗管理の徹底を図るものとし、その仕組みづくり（管理体制及び管理帳票の整備）を行うものとする。<u>また、震災対策は、その内容が風水害対策も含むものがあることから、災害予防計画の震災編の施策体系を基本に施策管理を行う。</u> また、各取組の進捗が定量的に把握できる事項については、各施策目標の管理表（巻末に掲載）により進捗管理を行う。	
35	1	4	1	3 － 1	36	第 1 施策等の管理体制の整備 本計画の第 2 部 第 2 章から第 13 章に示す 12 の分野に対して、それぞれに関係する関係機関や庁内担当部課に危機管理室災害対策課を加えた、検討部会等を整備し、年 1 回、各年の施策実施状況（進捗、課題点など）を確認するとともに、施策実施の強化方策などについて検討を行うものとする。 また、検討部会等の検討結果により、必要に応じ本計画の見直し案を作成し、防災会議の承認を得て、計画の修正を行うものとする。	第 3－1 施策等の管理体制の整備 本計画の<u>災害予防計画（第 3 部）に記載する施策</u>に対して、それぞれに関係する関係機関や庁内担当部課に<u>危機管理部</u>を加えた、検討部会等を整備し、年 1 回、各年の施策実施状況（進捗、課題点など）を確認するとともに、施策実施の強化方策などについて検討を行うものとする。 また、検討部会等の検討結果により、必要に応じ本計画の見直し案を作成し、防災会議の承認を得て、計画の修正を行うものとする。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
36	1	4	1	3 － 3	37	第 3 施策目標の管理表による管理 各施策目標の管理表（巻末に掲載）は、第 2 部 第 2 章から第 13 章に示す 12 の分野に対する「予防対策」のうち、代表的な事業や指標を整理している。 今後、検討部会等で分野ごとに施策の検討を行い、新たな予防対策を講じる必要が生じた場合には、この新たな予防対策に関する事業や指標を設定し、進捗の管理を行う。 新たに各施策目標の管理表に事業や指標を追加するにあたっては、到達目標と同じ事業や指標とするか、若しくは到達目標に寄与する事業や指標とする。	第 3－3 施策目標の管理表による管理 各施策目標の管理表（巻末に掲載）は、 <u>災害予防計画（第 3 部）に示す施策のうち、代表的な事業や指標を整理している。</u> 今後、検討部会等で分野ごとに施策の検討を行い、新たな予防対策を講じる必要が生じた場合には、この新たな予防対策に関する事業や指標を設定し、進捗の管理を行う。 新たに各施策目標の管理表に事業や指標を追加するにあたっては、到達目標と同じ事業や指標とするか、若しくは到達目標に寄与する事業や指標とする。	
37	1	4	3	1	37	第 2 章 区民と地域の防災力向上 第 1 節 現在の到達状況 第 1 自助による区民の防災力向上 【略】 第 3 節 課題 第 7 地区防災計画策定の推進 平成 27 年度に地区防災計画の策定を進めている地区（千住柳町地区、千住寿町北地区）以外においても、必要に応じ策定を進めていく。 また、地区防災計画策定後、地域防災力をさらに強化するためには、計画にもとづいて、防災訓練を実施し、計画の実効性を確認、及び検証するとともにその結果を区が作成する「具体的事業計画」に反映させていくことが必要である。	第 3 節 課題 第 1 区民と地域の防災力向上 【略】 第 1－7 地区防災計画策定の推進 平成27年度、28年度策定した千住地区以外の地区においても、 <u>地区防災計画を策定する必要がある。このため、地区防災計画の策定目的やその要領等について、足立区全域にわたって啓発を図り、区民組織の中での自発的策定を促進していく必要がある。現時点では、重点地域を抽出し、できるだけ早い段階で本計画を策定していかなければならない。</u> また、地区防災計画策定後、地域防災力をさらに強化するためには、計画にもとづいて、防災訓練を実施し、計画の実効性を確認、及び検証するとともにその結果を区が作成する「具体的事業計画」に反映させていくことが必要である。	
38	1	4	3	13	60	第 4 節 課題 第 1 受援体制 支援を受ける（以下「受援」という。）にあたり、その要請は、個々の協定や制度に基づき、要請する先や根拠が異なっている。区の災害対策本部が協定等に基づき要請する場合や、都を通じて要請する場合、他の自治体が自主的に応援（先遣派遣隊を含む）する場合などがある。そのため、受援を効率的に実施するには、受援体制の全体像を把握し、個別施策における体制整備の進捗状況や課題を明らかにする必要がある。 【記載なし】 第 2 広域連携の強化 東日本大震災において被災した市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えてしまうことが少なかった。また、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かったことから、区や他の自治体	第 1 3 受援 第 1 3－1 受援体制 支援を受ける（以下「受援」という。）にあたり、その要請は、個々の協定や制度に基づき、要請する先や根拠が異なっている。区の災害対策本部が協定等に基づき要請する場合や、都を通じて要請する場合、他の自治体が自主的に応援（先遣派遣隊を含む）する場合などがある。そのため、受援を効率的に実施するには、受援体制の全体像を把握し、個別施策における体制整備の進捗状況や課題を明らかにする必要がある。 <u>また、受援には、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮など、様々な対応が求められる。これらを円滑に行うためには、災害対策本部各班・課に業務ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当が必要となる。</u> 第 1 3－2 資源の調達・管理機能の強化 <u>受援の選任担当の役割には、応援の受入れの調整窓口に加えて、どれだけの人的・物的資源の応援ニーズがあり、またどれほどの応援を受けているかといった「受援に関してとりまとめる」こと、そのとりまとめの結果に基づき、今後調達すべき資源を見積もり、整理する「資源の調達・管理を行う」ことなどが求められる。このため、資源の調達・管理機能を強化する必要がある。</u> 第 1 3－3 広域連携の強化 東日本大震災において被災した市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えてしまうことが少なかった。また、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かったことから、区や他の自治体	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
						にわたり、広域的に被災し、区市町村の相互応援では対応できない場合に備え、遠隔地の都道府県の市町村との相互応援協定締結を推進する必要がある。 第 3 受援が必要な業務の明確化と継続性の確保 東日本大震災においては、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズ（機関、能力）のマッチングが困難だったほか、自治体から派遣される職員が短期間で交替するため、業務の継続性の確保に支障が生じた。そのため、災害対策本部内で区の状況を収集把握した上で、必要な支援を明確にし、応援要請を行う必要がある。	隔地の都道府県の市町村との相互応援協定締結を推進する必要がある。 第 1 3 － 4 受援が必要な業務の明確化と継続性の確保 東日本大震災においては、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズ（機関、能力）のマッチングが困難だったほか、自治体から派遣される職員が短期間で交替するため、業務の継続性の確保に支障が生じた。そのため、災害対策本部内で区の状況を収集把握した上で、必要な支援を明確にし、応援要請を行う必要がある。	
38	1	4	5	13	78	【記載なし】	第 5 節 到達目標と取組内容 【略】 第 1 3 受援 第 1 3 － 1 受援の専任担当の明確化 <u>受援対策本部において、受援に関する活動調整の専任担当を明確化する。</u> 第 1 3 － 2 人的・物的資源の調達・管理の仕組みづくり <u>限られた応援資源を受援ニーズに基づいて効果的に投入するため、応援受援の資源の可視化を可能とし、効率的な応援受援の資源管理を行うことができる仕組み・手法を構築する。</u> 第 1 3 － 3 受援対象業務の事前想定 <u>災害時に円滑な受援活動が展開できるよう、全庁的な受援対象業務の洗い出しを通じて、受援の対象業務を事前に把握する。</u>	

第3部 災害予防計画 震災編
第6章 情報・通信の確保

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
39	3 震	6	2	－	191	第5節 具体的な取組 【略】 第2 住民等への情報提供体制の整備 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 【記載なし】	第2節 住民等への情報提供体制の整備 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 ③ 避難所以外に生活する被災者も含む区民への迅速、的確な提供情報（避難情報、災害情報、物資配給情報、医療・福祉等のサービスに関する情報）を検討する。	

第9章 避難者対策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
40	3 震	9	2	－	219	第5節 具体的な取組 【略】 第2 避難所・避難場所等の指定・安全化 【略】 （ウ）避難所の確保・充実 a 避難所が不足する場合に備え、民間を含めた多様な施設との避難所施設利用に関する協定の締結を推進する等、避難所の確保・充実に努める。	第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 （ウ）避難所の確保・充実 a 避難所が不足する場合に備え、 <u>神社・仏閣など</u> 民間を含めた多様な施設との避難所施設利用に関する協定の締結を推進する等、避難所の確保・充実に努める。	
41	3 震	9	3	－	222	第3 避難所の管理運営体制の整備等 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 ① 第一次避難所 ア 第一次避難所 避難所の運営は被災者による自主運営を原則とし、災害時には避難所を 単位として組織化されている避難所運営会議が避難所運営本部を立ち上げる。区は災害に備えるため、平常時より避難所運営会議による避難所開設・運営訓練等を支援する。 【略】 キ 避難所運営において女性の視点を積極的に導入する。 【記載なし】 【記載なし】	第3節 避難所の管理運営体制の整備等 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 ① 第一次避難所 ア 避難所の運営は被災者による自主運営を原則とし、災害時には避難所を単位として組織化されている避難所運営会議が避難所運営本部を立ち上げる。区は災害に備えるため、平常時より避難所運営会議による <u>避難所運営ゲーム（HUG）を含む</u> 避難所開設・運営訓練等を支援する。 【略】 キ 避難所運営において女性の視点を積極的に導入する。 <u>（ア）運営組織に関すること</u> 組織づくりにおいては、管理責任者の中に女性を配置する等人選に配慮する。 <u>（イ）居室・専用スペースに関すること</u> 専用のスペース（仮設トイレ、物干し場、更衣室、授乳室、乳幼児・子どもの遊び場等）を確保し、避難所の施設利用計画等に指定する。また、妊産婦や育児中の家庭へ配慮した居室割り当てや、発災直後の混乱期は男女別の居室等も検討する。 <u>（ウ）物品及び配布に関すること</u> <u>女性用物品（生理用品等）の備蓄に努めるとともに、女性による配布など、配</u>	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考				
NO	部	章	節	項	頁							
							布方法について、考慮する。 (エ) 相談窓口等に関すること 相談窓口の設置や巡回相談等の実施を図る。 (オ) 防犯等に関すること 巡回警備などにより、避難所における防犯・安全確保等に努める。 【略】 タ 同行避難動物の飼養場所等を確保し、可能な限り事前に避難所運営マニュアルの施設利用計画に記載する。同行避難動物受け入れの手引きの作成及び様式を整備する。					
42	3 震	9	5	-	228	【記載なし】	第 5 節 避難所外の避難者対策 (1) 対策内容と役割分担 車中泊避難者や自宅での被災生活者など指定避難所以外の避難者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への誘導などの必要な支援に努める。 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）</td><td> < 1 > 指定避難所以外の避難者の状況調査の実施 < 2 > 指定避難所以外の避難者への支援 < 3 > 車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置 </td></tr></table> (2) 詳細な取組内容 《区（関係部）》 ① 防災区民組織（町会・自治会等）等の協力を得ながら、車・テント・在宅等、指定避難所以外への避難状況を調査し、場所、人数、支援の要否・内容等の把握に努める。 ② 指定避難所以外の避難者に対して、必要な支援に努める。 ア 近隣の避難所の避難者収容状況に応じて、避難所への移動を誘導 イ 指定避難所等を拠点とした飲料水・食料・情報等の提供 ウ 避難者の健康管理、健康指導 ③ 車中泊避難者等に対しエコノミークラス症候群の発症予防を呼びかける。 具体的な呼びかけの内容は、軽い体操やストレッチ運動を行うこと、十分な水分補給を行うこと、ふくらはぎを揉むこと、足を上げて眠ること、ゆったりとした服装をすること、アルコールを控えること、禁煙をすること等とする。	機 関 名	対 策 内 容	区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	< 1 > 指定避難所以外の避難者の状況調査の実施 < 2 > 指定避難所以外の避難者への支援 < 3 > 車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置	
機 関 名	対 策 内 容											
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	< 1 > 指定避難所以外の避難者の状況調査の実施 < 2 > 指定避難所以外の避難者への支援 < 3 > 車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置											

第3部 災害予防計画 震災編
第12章 住民の生活の早期再建対策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考												
NO	部	章	節	項	頁															
43	3 震	12	1	－	239	第 1 生活再建のための事前準備 （１）対策内容と役割分担 都は、区が実施するり災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。 ① り災証明の発行 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（政策経営部、総務部、総務部〔危機管理室〕、地域のちから推進部）</td><td>＜１＞災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害において、り災証明の発行手続を実施 ＜２＞ガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連係に必要なシステム化を検証 ＜３＞調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table> （２）詳細な取組内容 《区（政策経営部、総務部、総務部〔危機管理室〕、地域のちから推進部、会計管理室）》 ① り災証明の発行 ア 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制等について、都がガイドラインを策定しており、区においても平時での業務手順等の確認や、協定等の事前対策の充実と標準化を図る。 イ り災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。 ウ 災害に係る住家被害認定調査、り災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制の構築を図る。 エ 被害状況調査体制を充実するとともに、消防署と区は協定締結や事前協議、訓練等を行い、り災証明発行に係る連携体制を確立する。 オ 区は、り災証明の発行に必要な固定資産関連情報について都（主税局）と連携を図る。	機 関 名	対 策 内 容	区（政策経営部、総務部、総務部〔危機管理室〕、地域のちから推進部）	＜１＞災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害において、り災証明の発行手続を実施 ＜２＞ガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連係に必要なシステム化を検証 ＜３＞調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施	【略】	【略】	第 1 節 生活再建のための事前準備 （１）対策内容と役割分担 都は、区が実施するり災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。 ① り災証明の発行 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部）</td><td>＜１＞<u>東京都被災者生活再建支援システム利用協議会において、迅速かつ公平な被災者生活再建支援業務を実現するための検討を行う。</u> ＜２＞<u>「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制の確立や応援・受援体制の確立を図る。</u> ＜３＞調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施</td></tr><tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table> （２）詳細な取組内容 《区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部、会計管理室）》 ① り災証明の発行 ア <u>平成 2 8 年 1 1 月に東京都及び都内区市町村で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、被災者支援業務の標準化及び電子化を図るとともに相互応援体制の整備を行う。</u> イ <u>被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査、り災証明発行、その後の生活再建支援まで一貫した実施体制の構築を図る。</u> ウ <u>住家被害認定調査やり災証明発行など多くのマンパワーが必要となる業務の人員資源を確保するため、応援要請内容等の検討を行う。</u> エ <u>住家被害認定調査やり災証明事務手続きに関する職員研修を実施する。</u> オ 被害状況調査体制を充実するとともに、消防署と区は協定締結や事前協議、訓練等を行い、り災証明発行に係る連携体制を確立する。 カ 区は、り災証明の発行に必要な固定資産関連情報について都（主税局）と連携を図る。	機 関 名	対 策 内 容	区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部）	＜１＞ <u>東京都被災者生活再建支援システム利用協議会において、迅速かつ公平な被災者生活再建支援業務を実現するための検討を行う。</u> ＜２＞ <u>「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制の確立や応援・受援体制の確立を図る。</u> ＜３＞調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施	【略】	【略】	
機 関 名	対 策 内 容																			
区（政策経営部、総務部、総務部〔危機管理室〕、地域のちから推進部）	＜１＞災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害において、り災証明の発行手続を実施 ＜２＞ガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連係に必要なシステム化を検証 ＜３＞調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施																			
【略】	【略】																			
機 関 名	対 策 内 容																			
区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部）	＜１＞ <u>東京都被災者生活再建支援システム利用協議会において、迅速かつ公平な被災者生活再建支援業務を実現するための検討を行う。</u> ＜２＞ <u>「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制の確立や応援・受援体制の確立を図る。</u> ＜３＞調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施																			
【略】	【略】																			
44	3 震	12	1	－	246	第 5 節 具体的な取組 【略】 第 7 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策 【略】 【記載なし】	第 7 節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策 【略】 《区（関係部）》 ④ 私立小中学校及び私立保育園等 <u>関連条例や基準等に基づき、各施設は防災訓練等を実施しているが、区は公立、私立の差が発生しないように指導・要請していく。</u>													

第3部 災害予防計画 震災編
第13章 受援体制の整備

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
45	3 震	13	1	－	247	第1章 計画方針 区は、自らの地域で発生した災害に対し、あらかじめ多方面からの支援を効率的・効果的に受け入れるための受援計画を策定することにより、発災後の死者をなくし、区民生活の早期復興を図ることを目的とする。 阪神・淡路大震災では、全国からボランティアが被災地の支援に集まり、医療、食糧・物資配給、高齢者等の安否確認、避難所運営等から物資配分、引っ越し・修理、高齢者・障害者のケアなど、多方面で活躍した。 一方で、ボランティアの派遣先や、活動拠点等が定まっておらず、さらに派遣されるボランティアの技量と、受入先の需要にギャップがあり、ボランティアを十分に活用できないケースも多く、東日本大震災でも同様の問題が起きている。 そのため、神戸市では平成25年3月に「災害受援計画（直下型地震編）」を策定し、あらかじめ支援が必要な業務や、応援の受入先、活動場所や時期等を神戸市の各所属毎、業務毎に明確にすることで、効果的、効率的に支援を受ける体制を整備している。 また、内閣府は、各関係機関の連携を円滑に進める必要性から、平成26年3月に「災害対策標準化検討会議報告書」をまとめた。その中で、関係機関同士の活用要員や資器材、取り扱う書類の様式等に関する標準化・共有化を打ち出している。 足立区においては、既に地域防災計画の関係各章で受援に関する事項を記載しているが、あらたに受援計画として章を設け、足立区の受援に関するこれまでの取り組みや課題について整理するとともに、今後の対策と方向性を明確にする。 なお、受援計画に基づく具体的な活動については、各部の部別活動計画と調整の上、早急に定めていくものとする。 第1節 基本的な考え方 区は、自らの地域で発生した災害に対し、地域防災計画に基づき応急対策を実施する。しかし、被害が広範囲に及び区や防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、協定締結自治体や自衛隊等へ応援を要請し、円滑な災害対応を実施する必要がある。 効率的・効果的に支援を受け入れるために、応援受け入れ際の要請の手順、役割の分担や調整、応援に使用する活動拠点等の受入体制をあらかじめ整理し、適切に実施するための計画を推進する。 なお、受援計画は、以下の視点を取り入れ整備することを基本的な方針とする。 1 受援先の指定 2 受援に関する連絡・要請の手順 3 対策本部との役割分担・連絡調整体制 4 応援機関の活動拠点 5 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等	第1節 計画方針 区は、自らの地域で発生した災害に対し、あらかじめ多方面からの支援を効率的・効果的に受け入れるための受援計画を策定することにより、発災後の死者をなくし、区民生活の早期復興を図ることを目的とする。 阪神・淡路大震災では、全国からボランティアが被災地の支援に集まり、医療、食糧・物資配給、高齢者等の安否確認、避難所運営等から物資配分、引っ越し・修理、高齢者・障がい者のケアなど、多方面で活躍した。 一方で、ボランティアの派遣先や、活動拠点等が定まっておらず、さらに派遣されるボランティアの技量と、受入先の需要にギャップがあり、ボランティアを十分に活用できないケースも多く、東日本大震災、<u>熊本地震でも同様の問題が起きている。</u> <u>このため、内閣府は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」をまとめた、その中で、受援を想定した体制整備のあり方を打ち出している。</u> 足立区においては、既に地域防災計画の関係各章で受援に関する事項を記載しているが、受援計画として章を設け、足立区の受援に関するこれまでの取り組みや課題について整理するとともに、今後の対策と方向性を明確にする。 なお、受援計画に基づく具体的な活動については、各部の部別活動計画と調整の上、早急に定めていくものとする。 第1 基本的な考え方 区は、自らの地域で発生した災害に対し、地域防災計画に基づき応急対策を実施する。しかし、被害が広範囲に及び区や防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、協定締結自治体や自衛隊等へ応援を要請し、円滑な災害対応を実施する必要がある。 効率的・効果的に支援を受け入れるために、<u>応援受け入れの手順</u>、役割の分担や調整、応援に使用する活動拠点等の受入体制をあらかじめ整理し、適切に実施するための計画を推進する。 なお、受援計画は、以下の視点を取り入れ整備することを基本的な方針とする。 <u>1 受援業務の専任担当</u> <u>2 各部での受援ニーズに関する状況把握・とりまとめ</u> 3 受援に関する連絡・要請の手順 4 対策本部との役割分担・連絡調整体制 5 応援機関の活動拠点 6 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等 <u>7 受援体制の充実</u>	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
45	3	13	1	1	249	【受援計画の全体像のイメージ】 協定自治体 その他自治体 その他の関係機関 指定公共機関 指定地方行政機関 消防 警察 自衛隊 九都県市 全国知事会 海外ボランティア 専門ボランティア 東京DMAT 東京都災害対策本部 都関係機関 足立区災害対策本部 情報収集指令室 総務部 区民部 地域のから推進部 政策経営部 福祉部 都市建設部 環境部 衛生部 各部 職員・物資担当 避難行動要支援者対策担当 復旧復興対応担当 応急危険度判定部 救出部 医療部 がれき部 社協ボラセン 一般ボランティア 防災区民組織等 足立建設業協会 災害医療コーディネーター 足立医師会 医療救護協定団体 その他民間協定機関 自治体からの支援 防災関係機関からの支援 災害ボランティアからの支援 都からの支援 民間や地域からの支援 医療機関からの支援	【受援計画の全体像のイメージ】 協定自治体 その他自治体 その他の関係機関 指定公共機関 指定地方行政機関 消防 警察 自衛隊 九都県市 全国知事会 海外ボランティア 専門ボランティア 東京DMAT 東京都災害対策本部 都関係機関 足立区災害対策本部 情報収集指令室（支援班） 総務部 区民部 地域のから推進部 政策経営部 福祉部 都市建設部 環境部 衛生部 各部 職員・物資担当 避難行動要支援者対策担当 復旧復興対応担当 応急危険度判定部 救出部 医療部 がれき部 社会福祉協議会 一般ボランティア 専門ボランティア 防災区民組織等 足立建設業協会 災害医療コーディネーター 足立医師会 医療救護協定団体 その他民間協定機関 自治体からの支援 防災関係機関からの支援 災害ボランティアからの支援 都からの支援 民間や地域からの支援 医療機関からの支援	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
46	3 震	13	2	2	250	（２） 詳細な取組内容 ≪区（総務部[危機管理室]）、各部≫ ① 応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等の確保に努める。 ② 応援隊のための必要資機材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）の確保に努める。 ③ 関係機関と受入方法を調整する（各部署のニーズ情報、応援機関の応援情報等にもとづく調整）。 ④ 各部は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。 ⑤ 応援隊へ要請する携行品目を整理する。	第２節 受援体制の整備 【略】 第２ 受入・連絡調整 【略】 （２） 詳細な取組内容 ≪区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部≫ ① 応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等は、各部において所管施設等を活用して確保に努める。ただし、各部での確保が困難な場合は、受援対策本部と協力して確保に努める。 ② 応援隊のための必要資機材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）は、各部において確保に努める。ただし、不足することが想定される資機材等については、応援隊に対し持参を要請する。 ③ 各部は、応援隊との連絡調整を行い、人数や到着時期、集合場所、携行資機材等を事前に把握するとともに、受援班に報告する。 ④ 各部は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。また、応援隊に要請する業務内容・手順等を整理、準備しておく。 ⑤ 各部は、応援隊へ要請する携行品目を整理するとともに、受援班に報告する。	
47	3 震	13	3	3	252	第３章 相互応援協定締結自治体からの受援 【略】 第３節 災害時の受援（災害対策本部） 【略】 第４ 受入体制の整備 （１）応援を受ける際は、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。	第３節 相互応援協定締結自治体からの受援 【略】 第３ 受援活動（災害対策本部） 【略】 ４ 受入体制の整備 （１）応援を受ける際は、<u>宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等</u>、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。	
48	3 震	13	4	1	252	【記載なし】	<u>第４節 受援体制の充実に向けた取組（各部）</u> <u>区は、受援体制をより効果的・効率的に機能させるため、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備を行う。</u> <u>第１ 受入体制の準備（各部）</u> <u>１ 受援対象業務シートの作成</u> （１）区（各部）は、<u>受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備として、受援対象業務シートを作成する。</u> （２）<u>受援対象業務シートは、随時内容を見直し、内容の維持・更新を図る。</u> （３）<u>受援対象業務シートは、各部内の研修・訓練等を通じて周知を徹底し、理解を深めていくものとする。</u> <u>（資料編震災編 第 70「受援対象業務シート様式例」 P. 資-13-4）</u> <u>２ 受援対象業務の可視化</u> <u>各部で作成された受援対象業務シートをとりまとめることにより、応援・受援の対象となる業務の全体像を整理し、応援側に依頼する範囲を事前に明らかにする。</u> <u>（資料編震災編 第 72「避難所運営に関する応援可能な範囲の例」 P. 資-13-6）</u> <u>（資料編震災編 第 73「住家被害認定調査に関する応援可能な範囲の例」 P. 資-13-7）</u>	

第3部 災害予防計画 風水害編
第1章 水害予防対策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
49	3 風	1	5	1	259	第1章 水害予防対策 第5節 都市型水害対策（危機管理室、都市建設部） 【略】 第1 基本的な考え方 【略】 （2）ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水予想区域図やハザードマップの作成・公表するとともに、洪水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。	第1章 水害予防対策 第5節 都市型水害対策（危機管理部、都市建設部） 【略】 第1 基本的な考え方 【略】 （2）ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水予想区域図やハザードマップの作成・公表するとともに、洪水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。 <u>平成 28 年 4 月から隅田川、新芝川、中川、綾瀬川、毛長川で各一箇所設置されているカメラについて、水位情報も含め、区ホームページへの掲載について検討する。</u>	
49	3 風	1	7	－	260	第7節 事前防災行動計画（タイムライン） 近年、気候変動等の影響で水災害が激化・頻発化しているとともに、大規模水災害が発生する可能性が高まっている。平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが重要である。 上記を踏まえ、平成 26 年 8 月に、荒川下流域右岸が決壊した場合等に備え、国土交通省、足立区、北区、板橋区、警察、消防、東京管区气象台、他関係機関が参加し、それぞれ行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムライン策定の検討会が発足された。 台風上陸 5 日前からの行動指針をあらかじめ設定し、連絡体制の確認や交通機関の停止準備、早期避難の勧告を関係機関が行う。 このことで、台風上陸前に住民避難を完了し被害を最小限に抑え、災害後は交通機関などの早期復旧を可能にする。 さらに、タイムラインにもとづき、防災行動のために必要な備え（人員、組織体制、物資、資器材、場所、連絡体制等）を検討することも必要である。 平成 27 年 5 月 25 日に荒川下流タイムライン（試行案）、平成 28 年 2 月に中川・綾瀬川・芝川・新芝川・毛長川の水害対策タイムラインが提示された。各タイムラインの概要は以下の通りである。これらタイムラインの詳細は次ページ以降に示す。	第7節 事前防災行動計画（タイムライン） 近年、気候変動等の影響で水災害が激化・頻発化しているとともに、大規模水災害が発生する可能性が高まっている。平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが重要である。 上記を踏まえ、平成 26 年 8 月に、荒川下流域右岸が決壊した場合等に備え、国土交通省、足立区、北区、板橋区、警察、消防、東京管区气象台、他関係機関が参加し、それぞれ行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムライン策定の検討会が発足された。 台風上陸 5 日前からの行動指針をあらかじめ設定し、連絡体制の確認や交通機関の停止準備、早期避難の勧告を関係機関が行う。 このことで、台風上陸前に住民避難を完了し被害を最小限に抑え、災害後は交通機関などの早期復旧を可能にする。 さらに、タイムラインにもとづき、防災行動のために必要な備え（人員、組織体制、物資、資器材、場所、連絡体制等）を検討することも必要である。 平成 <u>29 年 5 月 9 日</u> に荒川下流タイムライン（ <u>拡大試行版</u> ）、平成 28 年 2 月に中川・綾瀬川・芝川・新芝川・毛長川の水害対策タイムラインが提示された。 <u>以下に各タイムラインの概要及びタイムラインに基づく足立区の取組を示す。</u>	
50	3 風	1	7	1	261	第1 荒川下流タイムラインの流れ ・ 5 日前～：荒川下流事務所等で荒川タイムライン適用を判断 ・（適用された場合） 4 日前～：防災施設の状況確認、資器材の準備 ・ 2 日前～：流域全体での情報収集 ・ 1 日前～：学校等の休校・休園判断及び実施 ・ 1 0 時間前～：要配慮者の避難開始の支援、水防活動の開始 ・ 5 時間前～：一般住民の避難開始（避難勧告） ・ 2 時間前～：住民等の安全確保行動の開始（避難指示） ・ 0 時間～：はん濫発生に伴う対策の実施 ・ 1 時間後～：はん濫拡大に対する対策の実施	<u>第1 荒川下流タイムライン（拡大試行版）に基づく足立区の取組</u> <u>【荒川タイムラインの流れ】</u> ・ 5 日前～：荒川下流事務所等で荒川タイムライン適用を判断 ・（適用された場合） 4 日前～：防災施設の状況確認、資器材の準備 ・ 2 日前～：流域全体での情報収集 ・ 1 日前～：学校等の休校・休園判断及び実施 ・ 1 0 時間前～：要配慮者の避難開始の支援、水防活動の開始 ・ 5 時間前～：一般住民の避難開始（避難勧告） ・ 2 時間前～：住民等の安全確保行動の開始（避難指示 <u>（緊急）</u>） ・ 0 時間～：はん濫発生に伴う対策の実施 ・ 1 時間後～：はん濫拡大に対する対策の実施	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
50	3 風	1	8	2	263	第 8 節 水害広域避難対策（危機管理室、都市建設部） 【略】 第 2 広域避難体制の整備 【略】 2 具体的な対策 《区》 （1）普及啓発 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS 等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。 区は住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。 （2）避難勧告・指示等 広域避難に係る避難勧告・指示等の発令タイミングについては、第 3 部第 7 章にて示している避難勧告等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。 （3）避難所の確保・指定 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。	第 8 節 水害広域避難対策（危機管理<u>部</u>、都市建設部） 【略】 第 2 広域避難体制の整備 【略】 2 具体的な対策 《区》 （1）普及啓発 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS 等を活用するほか、<u>水害リスクの PR ができる表示物を区内に設置し、住民・施設管理者等にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。また、江東 5 区大規模水害対策協議会では、想定し得る最大規模の水害に対する避難対策について検討しており、現段階における対応方針をとりまとめたパンフレット等を区民に配布する。</u> <u>住民・施設管理者等に対し、居住地勢や避難行動等の周知・啓発により、住民・施設管理者等自らが率先して避難行動をとれるような意識づけに努めるとともに、早期の避難行動が災害の予防につながること、また、「空振り」であっても被害に遭わなくて良かったと思えるような意識の醸成を図る。</u> （2）避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>等 広域避難に係る避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>等の発令タイミングについては、<u>第 4 部第 4 章にて示している避難勧告等の判断基準等も踏まえ、区民がはん濫までに安全な場所に避難できる時間の確保、移動場所や移動手段の具体化、国レベルの緊急事態宣言を発令できる制度の措置要請など、安全に広域避難を行うための基準や仕組み等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。また、避難行動要支援者の避難先や避難手段等についても検討する。</u> （3）避難所の確保・指定 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。 <u>また、避難場所や移動手段等が確保できず、広域避難の実現が難しいと判断される場合は、近隣の高い建物等への移動する垂直避難を行うため、事前に避難先となり得る建物管理者に対して、協力を求めるとともに、避難先の物資の備蓄と、2 日以内の救助の対策についても検討する。垂直避難に活用可能な区有施設等については、緊急避難建物として指定し、ピクトグラムプレートの設置を検討する。</u>	
50	3 風	1	8	3	264	第 3 大規模水害時に使用可能な避難所の確保 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 ② 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や区内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、区外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。	第 3 大規模水害時に使用可能な避難所の確保 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 ② 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や区内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、区外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。<u>また、国に対して、大規模水害時の避難対策における流域自治体との協力体制の構築を要望するとともに、都と隣接している県との協議を要請しながら、避難所や避難方法を含めて、総合的かつ具体的な対策を構築していくよう取り組んでいく。</u>	

第4部 災害応急対策計画 震災編

第5章 応急対策の実施

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
51	3 震	5	8	1	329	第1 初動態勢及び応急対策活動体制 第5節 具体的な取組 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 ⑨ 本部職員の安全管理 【記載なし】	第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動 【略】 1. 災害対策本部の活動の手続き等 【略】 （3）本部職員の安全管理 【略】 ③ 長期間に及ぶ災害対応による過労等から、職員が心身の健康バランスを損なうことがないように、精神的なストレスを抱えた職員等への心のケア対策等を含めた、健康管理体制を整備する。	

第6章 情報・通信活動

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
52	3 震	6	4	-	365	第4 公聴体制の整備 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 【記載なし】	第4節 公聴態勢の確立と被災者相談等の実行 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 ② 区民から問い合わせの多い相談内容については、ホームページ上等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を開設するとともに、その周知を図る。	

第9章 避難者対策

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
53	3 震	9	3	-	413	第10章 避難者対策 【略】 第5節 具体的な取組 【略】 第3 避難所の開設・運営 【略】 （3）詳細な取組内容 【略】 ⑥ 長期化への対応 【略】 イ 相談体制の確立 相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。	第9章 避難者対策 【略】 第3節 避難所の開設・運営 【略】 （3）詳細な取組内容 【略】 ⑥ 長期化への対応 【略】 イ 相談体制の確立 相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。また、区民から問い合わせの多い相談内容については、ホームページ上等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を開設するとともに、その周知を図る。外国人からの問い合わせ対応として、語学の知識をもった専門ボランティアと連携し、避難所等での通訳・翻訳を行う。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考																		
NO	部	章	節	項	頁																					
54	3 震	9	3	-	414	⑨ 食料・生活必需品等の供給・貸与 【略】 【記載なし】	⑨ 食料・生活必需品等の供給・貸与 【略】 エ 食物アレルギーの避難者に配慮し、食物アレルギー対応食品の備蓄等に努めるとともに、食料の提供に当たっては、原材料表示や献立表の掲示等についてマニュアル化を行う。																			
55	3 震	9	4	-	417	第 4 動物救護 区は、危害防止、公衆衛生、動物愛護及び飼い主の心の安定の観点から、飼い主の責任において、飼養動物の同行避難を推奨する。 また、飼い主のわからない動物や負傷動物の保護や適正な飼養に関し、都や東京都獣医師会足立支部等関係団体との協力体制を確立する。 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（福祉部・衛生部）</td><td>＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨 ＜３＞避難所等における動物の飼養場所等の確保及び適正飼養の指導等 ＜４＞避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供</td></tr><tr><td>都（福祉保健局）</td><td>＜１＞被災動物の保護 ＜２＞関係団体等との連絡調整 ＜３＞関係団体等との協働による動物救援本部の設置 ＜４＞避難所等における動物の適正飼養の指導等</td></tr></table>	機 関 名	対 策 内 容	区（福祉部・衛生部）	＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨 ＜３＞避難所等における動物の飼養場所等の確保及び適正飼養の指導等 ＜４＞避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供	都（福祉保健局）	＜１＞被災動物の保護 ＜２＞関係団体等との連絡調整 ＜３＞関係団体等との協働による動物救援本部の設置 ＜４＞避難所等における動物の適正飼養の指導等	第 4 節 動物救護に関する事項 区は、危害防止、公衆衛生、動物愛護及び飼い主（被災者）の避難支援の観点から、飼い主の責任において、飼養動物の同行避難を推奨する。 また、飼い主のわからない動物や負傷動物の保護や適正な飼養に関し、都や東京都獣医師会足立支部等関係団体との協力体制を確立する。 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区民（飼い主）</td><td>＜１＞避難所等における同行避難動物の適正飼養</td></tr><tr><td>区（福祉部・学校教育部）</td><td>＜１＞避難所等における動物の飼養場所等の確保</td></tr><tr><td>区（衛生部）</td><td>＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞避難所等における動物の適正飼養の指導等 ＜３＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨 ＜４＞避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供</td></tr><tr><td>都（福祉保健局）</td><td>＜１＞被災動物の保護 ＜２＞関係団体等との連絡調整 ＜３＞関係団体等との協働による動物救援本部の設置 ＜４＞避難所等における動物の適正飼養の指導等</td></tr><tr><td>東京都獣医師会足立支部</td><td>＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞避難所等における動物の適正飼養の指導等 ＜３＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨</td></tr></table>	機 関 名	対 策 内 容	区民（飼い主）	＜１＞避難所等における同行避難動物の適正飼養	区（福祉部・学校教育部）	＜１＞避難所等における動物の飼養場所等の確保	区（衛生部）	＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞避難所等における動物の適正飼養の指導等 ＜３＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨 ＜４＞避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供	都（福祉保健局）	＜１＞被災動物の保護 ＜２＞関係団体等との連絡調整 ＜３＞関係団体等との協働による動物救援本部の設置 ＜４＞避難所等における動物の適正飼養の指導等	東京都獣医師会足立支部	＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞避難所等における動物の適正飼養の指導等 ＜３＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨	
機 関 名	対 策 内 容																									
区（福祉部・衛生部）	＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨 ＜３＞避難所等における動物の飼養場所等の確保及び適正飼養の指導等 ＜４＞避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供																									
都（福祉保健局）	＜１＞被災動物の保護 ＜２＞関係団体等との連絡調整 ＜３＞関係団体等との協働による動物救援本部の設置 ＜４＞避難所等における動物の適正飼養の指導等																									
機 関 名	対 策 内 容																									
区民（飼い主）	＜１＞避難所等における同行避難動物の適正飼養																									
区（福祉部・学校教育部）	＜１＞避難所等における動物の飼養場所等の確保																									
区（衛生部）	＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞避難所等における動物の適正飼養の指導等 ＜３＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨 ＜４＞避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供																									
都（福祉保健局）	＜１＞被災動物の保護 ＜２＞関係団体等との連絡調整 ＜３＞関係団体等との協働による動物救援本部の設置 ＜４＞避難所等における動物の適正飼養の指導等																									
東京都獣医師会足立支部	＜１＞飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 ＜２＞避難所等における動物の適正飼養の指導等 ＜３＞飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨																									
56	3 震	9	4	-	418	（３）詳細な取組内容 《区（関係部）》 ① 同行避難動物の飼養場所等を確保し、可能な限り事前に避難所運営マニュアルの施設利用計画に記載する。 ア 避難所における動物の適正な飼養 ② 飼い主の分からない動物や負傷動物の保護や適正な飼養に関し、都や東京都獣医師会足立支部等関係団体との協力体制を確立する。 ア 動物救護所の設置 （ア）区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、動物救護所を設置し飼い主の分からない動物や外傷動物の一時保護を行う。災害により傷病を負った飼養動物の救護は、原則として飼い主の責任になるが、飼い主が分からない場合や飼い主が被災し救護できない場合は、区と東京都獣医師会足立支部との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。	（３）詳細な取組内容 《区民（飼い主）》 ① 避難所における同行避難動物の適正な飼養 《区（福祉部・学校教育部）》 ① 同行避難動物の飼養場所等を確保 ア 避難所における動物の適正な飼養 なお、障がい者の方が伴ってくる補助犬については、飼養動物とは捉えず、要配慮者への支援として考え、避難所等に同一空間（居室）への受入れを要請する。 《区（衛生部）》 ① 同行避難の推奨 ア 飼養動物を放置した場合に野生化等の危険、生活環境の悪化が生ずる恐れがある。また、飼養動物がいることで、必要にもかかわらず避難をしない飼																			

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
						（イ）動物救護所の管理・運営 （ウ）重症動物の後方動物医療施設への搬送の可否の決定 ≪区（福祉部）≫ ① 避難所における同行避難動物の飼養場所等を確保する。 ≪区（衛生部）≫ ① 飼養動物を放置した場合には、野生化等の危険が生ずるために飼い主に対して同行避難を呼びかける。区は都や東京都獣医師会足立支部と協力し、飼い主とともに避難した動物の支援を行う。災害時に活動できるペット対策NPO団体・ボランティアに、動物救護所、各避難所の状況を把握した上で、必要に応じて支援を要請する。 ② 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言 ③ 避難所における飼養動物の適正飼養の指導・助言 ④ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 なお、障がい者の方が伴ってくる補助犬については、飼養動物とは捉えず、要配慮者への支援として考え避難所等に受入れを要請する。 ≪都（福祉保健局）≫ ① 区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について以下の取組を行い、適正飼養を指導する。 ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 イ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 ウ 他縣市への連絡調整及び要請	<u>い主も現れる。そのため、区は、避難の必要がある飼い主に対して飼養動物との同行避難を呼びかける。</u> <u>イ 区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養支援を行う。災害時に活動できるペット対策NPO団体・災害ボランティアセンター等に、各避難所の状況を把握した上で、必要に応じて支援を要請する。</u> <u>ウ 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。</u> <u>エ 避難所における飼養動物の適正飼養についての指導・助言を行う。</u> <u>オ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。</u> <u>② 動物救護所の設置運営（飼い主の分からない動物や負傷動物の保護）</u> <u>ア 区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、生物園及び都市農業公園に、動物救護所を設置し、東京都動物愛護相談センターが保護するまでの間、飼い主の分からない動物や負傷動物の一時保護を行う。</u> <u>災害により傷病を負った飼養動物の救護は、原則として飼い主の責任になるが、飼い主が分からない場合や飼い主が被災し救護できない場合は、区と東京都獣医師会足立支部との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。</u> <u>イ 動物救護所の管理・運営</u> <u>ウ 受入れ状況に応じて、災害ボランティアセンター・災害時に活動できるペット対策NPO団体等に支援を要請する。</u> <u>エ 重症動物の後方動物医療施設への搬送の可否の決定</u> <u>オ 動物救護所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供</u> ≪都（福祉保健局）≫ ① 区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について以下の取組を行い、適正飼養を指導する。 ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 イ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 ウ 他縣市への連絡調整及び要請 ≪東京都獣医師会足立支部≫ <u>① 動物救護所の設置運営（飼い主の分からない動物や負傷動物の保護）</u> <u>ア 東京都獣医師会足立支部は、区と協力し、生物園及び都市農業公園に動物救護所を設置し、東京都動物愛護相談センターが保護するまでの間、飼い主の分からない動物や負傷動物の一時保護を行う。</u> <u>区との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。</u> <u>イ 動物救護所の管理・運営を行う。</u>	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考				
NO	部	章	節	項	頁							
57	3 震	9	5	-	419	【記載なし】	第 5 節 避難所外の避難者対策 （１）対策内容と役割分担 車中泊避難者や自宅での被災生活者など指定避難所以外の避難者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への誘導などの必要な支援に努める。 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）</td><td>＜１＞指定避難所以外の避難者の状況調査の実施 ＜２＞指定避難所以外の避難者への支援 ＜３＞車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置</td></tr></table> （２）詳細な取組内容 ＜区（関係部）＞ ① 防災区民組織（町会・自治会等）等の協力を得ながら、車・テント・在宅等、指定避難所以外への避難状況を調査し、場所、人数、支援の要否・内容等の把握に努める。 ② 指定避難所以外の避難者に対して、必要な支援に努める。 ア 近隣の避難所の避難者収容状況に応じて、避難所への移動を誘導 イ 指定避難所等を拠点とした飲料水・食料・情報等の提供 ウ 避難者の健康管理、健康指導 ③ 車中泊避難者等に対しエコノミークラス症候群の発症予防を呼びかける。具体的な呼びかけの内容は、軽い体操やストレッチ運動を行うこと、十分な水分補給を行うこと、ふくらはぎを揉むこと、足を上げて眠ること、ゆったりとした服装をすること、アルコールを控えること、禁煙をすること等とする。	機 関 名	対 策 内 容	区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	＜１＞指定避難所以外の避難者の状況調査の実施 ＜２＞指定避難所以外の避難者への支援 ＜３＞車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置	
機 関 名	対 策 内 容											
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	＜１＞指定避難所以外の避難者の状況調査の実施 ＜２＞指定避難所以外の避難者への支援 ＜３＞車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置											

第4部 災害応急対策計画 震災編
第12章 住民の生活の早期再建対策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考																
NO	部	章	節	項	頁																			
58	3 震	12	3	-	445	第 3 家屋・住家被害状況調査及びり災証明の発行準備・発行 （1）対策内容と役割分担 住宅の応急修理、住宅の供給、り災証明発行等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。り災証明は、地震による被災世帯に対し、区、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。	第 3 節 家屋・住屋被害状況調査及びり災証明の発行準備・発行 （1）対策内容と役割分担 住宅の応急修理、住宅の供給、り災証明発行等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。り災証明は、地震による被災世帯に対し、区、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。																	
						<table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（総務部〔危機管理室〕、地域のちから推進部）</td><td>＜1＞住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ＜2＞り災台帳の統括 ＜3＞倒壊（焼損）家屋の調査 ＜4＞倒壊（焼損）家屋のり災証明の発行</td></tr><tr><td>都</td><td>＜1＞区を行う調査への職員の応援体制を整備 ＜2＞必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援</td></tr><tr><td>各消防署</td><td>＜1＞火災による被害状況調査を実施 ＜2＞発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施</td></tr></table>	機 関 名	対 策 内 容	区（総務部〔危機管理室〕、地域のちから推進部）	＜1＞住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ＜2＞り災台帳の統括 ＜3＞倒壊（焼損）家屋の調査 ＜4＞倒壊（焼損）家屋のり災証明の発行	都	＜1＞区を行う調査への職員の応援体制を整備 ＜2＞必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援	各消防署	＜1＞火災による被害状況調査を実施 ＜2＞発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施	<table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（<u>危機管理部</u>、地域のちから推進部）</td><td>＜1＞住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ＜2＞<u>被災者台帳</u>の統括 ＜3＞<u>住家被害認定調査の実施</u> ＜4＞<u>り災証明の発行</u></td></tr><tr><td>都</td><td>＜1＞区を行う調査への職員の応援体制を整備 ＜2＞必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援</td></tr><tr><td>各消防署</td><td>＜1＞<u>区と調整し</u>火災による被害状況調査を実施 ＜2＞<u>区と調整し</u>発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施</td></tr></table>	機 関 名	対 策 内 容	区（ <u>危機管理部</u> 、地域のちから推進部）	＜1＞住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ＜2＞ <u>被災者台帳</u> の統括 ＜3＞ <u>住家被害認定調査の実施</u> ＜4＞ <u>り災証明の発行</u>	都	＜1＞区を行う調査への職員の応援体制を整備 ＜2＞必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援	各消防署	＜1＞ <u>区と調整し</u> 火災による被害状況調査を実施 ＜2＞ <u>区と調整し</u> 発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施	
機 関 名	対 策 内 容																							
区（総務部〔危機管理室〕、地域のちから推進部）	＜1＞住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ＜2＞り災台帳の統括 ＜3＞倒壊（焼損）家屋の調査 ＜4＞倒壊（焼損）家屋のり災証明の発行																							
都	＜1＞区を行う調査への職員の応援体制を整備 ＜2＞必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援																							
各消防署	＜1＞火災による被害状況調査を実施 ＜2＞発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施																							
機 関 名	対 策 内 容																							
区（ <u>危機管理部</u> 、地域のちから推進部）	＜1＞住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ＜2＞ <u>被災者台帳</u> の統括 ＜3＞ <u>住家被害認定調査の実施</u> ＜4＞ <u>り災証明の発行</u>																							
都	＜1＞区を行う調査への職員の応援体制を整備 ＜2＞必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援																							
各消防署	＜1＞ <u>区と調整し</u> 火災による被害状況調査を実施 ＜2＞ <u>区と調整し</u> 発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施																							
58	3 震	12	3	-	446	（3）詳細な取組内容 《区（総務部〔危機管理室〕、地域のちから推進部）、東京消防庁》 ① 被害事実の調査 ア 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。 イ 上記指針に基づき、区（地域のちから推進部）、東京消防庁は、り災証明の発行根拠となる、住家、事業所の被害について、速やかに災害に係る住家被害認定調査を開始する。 ウ 災害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化し、り災証明の発行に備える。 エ 区（情報収集指令室）は住宅の被害状況調査結果について、都本部へ報告する。 オ 家屋被害認定調査には特に多くの職員の動員が必要になると考えられるため、区災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。 ② り災台帳の作成・保管 ア 区（地域のちから推進部）は、それぞれの調査結果に基づき「り災台帳」を作成し、各区民事務所管内単位に作成、保管する。 イ り災台帳の様式は、資料編 第 60「足立区発行り災台帳様式」P. 資-201 参照とする。また、り災台帳のほか、判定結果を住宅地図に被災程度に応じた記号により表	（3）詳細な取組内容 《区（危機管理部、地域のちから推進部）、東京消防庁》 ① 被害事実の調査 ア 「<u>災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン</u>」に基づき、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法を定める。 イ 上記<u>ガイドライン</u>に基づき、区（地域のちから推進部）、東京消防庁は、り災証明の発行根拠となる、住家の被害について、速やかに住家被害認定調査を開始する。 ウ 住家被害認定調査結果を<u>デジタル</u>データ化し、り災証明の発行に備える。 エ 区（情報収集指令室）は住宅の被害状況調査結果について、都本部へ報告する。 オ 家屋被害認定調査には特に多くの職員の動員が必要になると考えられるため、区災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。 ② <u>被災者台帳</u>の作成・保管 ア 区（地域のちから推進部）は、それぞれの調査結果に基づき「<u>被災者台帳</u>」を作成し、各区民事務所管内単位に作成、保管する。 ③ 証 明																	

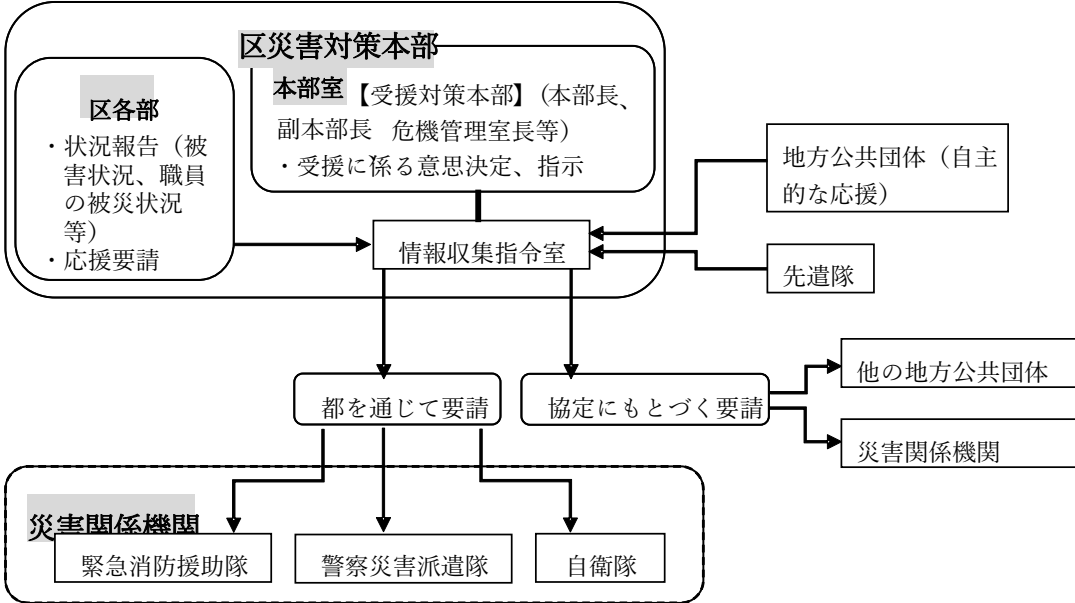
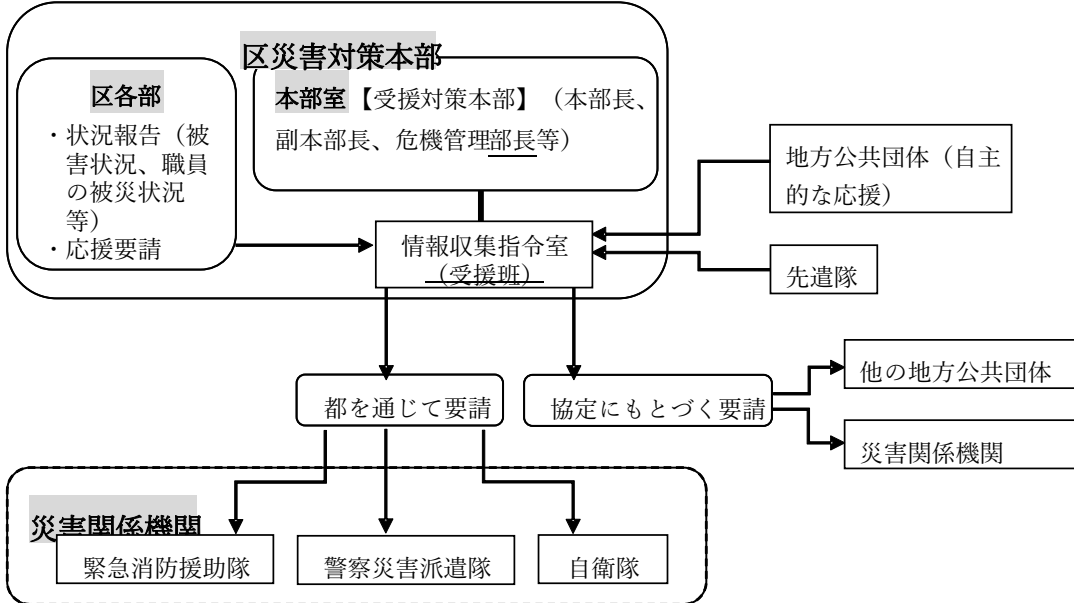
修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
						示する。 ③ 証 明 ア 証明の対象：証明の対象は、原則として建物（不動産）とする。ただし、立証可能な場合は、設備等も対象とすることができる。 イ 証明の区分：証明の区分は、近隣自治体との調整を踏まえながら、以下のとおりとする。 （ア）全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない ④ 証明者 ア 証明者は区長とする。ただし、火災によるり災の場合は、申請により消防署長も焼損状況の調査等に基づき、り災証明書を発行する。 ⑤ 発行手続 ア り災証明書の申請受付及び交付：り災証明の発行基準や発行時期、証明書の申請受付及び交付は、受付時間を定めて、り災区民に広報等で周知の上、原則として区民事務所にて一括して行う。それによりがたい場合は、区と消防署が協議のうえ、指定した公共施設で行う。 区民事務所長、消防署長は、り災台帳等を確認のうえ、り災証明書を発行する。 イ り災証明書処理手順 （ア）申請書の住所からり災台帳等を確認し、り災証明書を発行・交付する。 （イ）り災証明書には、必ず被害程度の認定基準を表示する。 （ウ）り災台帳によって確認できないときは、申請者の立証資料（写真等）により客観的に判断できる場合に、り災証明書を発行する。 （エ）証明の内容が本人申立と異なるときは、再調査申立書により、再度現地を調査する（本人持参資料を参考資料として預かる）。 （オ）り災証明書の発行が遅延している場合「り災証明書申請受理証明書」を発行できる。 ⑥ 手数料 ア 手数料は無料とする。 ⑦ り災証明書様式 ア り災証明書は、住家用と事業所用の様式を用いる。 （資料編 第 58、第 59「足立区発行り災証明書」 P. 資-199、200） イ 消防署長が発行するり災証明書の様式は、別に定める。	ア 証明の対象：「<u>り災証明書</u>」の対象は、住家とする。非住家や動産等に対する被害の証明については、原則として被災者からの届出に基づき「<u>被災届出証明書</u>」により対応する。 イ 証明の区分：<u>証明の区分は、以下の 5 区分を基本とする。</u> （ア）<u>全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、無被害</u> ④ 証明者 ア <u>災害対策基本法第 9 0 条の 2 に基づき、証明者は区長とする。</u> ⑤ 発行手続 ア り災証明書の申請受付及び交付：<u>り災証明書の申請受付及び交付は、あらかじめ区と消防署が協議し、対象地域、受付時間等を定めて、区民に広報等で周知のうえ、指定した公共施設で行う。</u> （資料編震災編 第 63「足立区発行り災証明交付申請書」 P. 資-12-11） イ り災証明書発行手順 「<u>災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン</u>」に基づき、以下の手順でり災証明書を発行する。 （ア）<u>本人確認、住民基本台帳情報等に基づき、被災者情報を確認する。</u> （イ）<u>住家被害認定調査・調査済証、家屋課税台帳等に基づき、家屋情報を確認する。</u> （ウ）<u>住家被害認定調査結果を被災者に示し、被災者本人の同意を確認する。</u> （エ）<u>り災証明書を交付する。</u> （オ）<u>調査結果に同意が得られない被災者に対して、第 2 次調査要望の有無を確認し、第 2 次調査の申込を受け付ける。</u> ⑥ 手数料 ア 手数料は無料とする。 ⑦ り災証明書様式 ア り災証明書は、<u>物件居住者用と物件所有者用の様式を用いる。</u> （資料編震災編 第 64、第 65「足立区発行り災証明書」 P. 資-12-12、12-13）	
59	3 震	12	3	－	457	第 5 節 具体的な取組 【略】 第 11 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 【記載なし】	第 11 節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策 【略】 《区（関係部）》 ④ 私立小中学校及び私立保育園等 （ア）各事業者は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合は、利用者、従業者等の安全確保を行う。 （イ）区（関係部）は、各事業者への災害情報の提供等に努め、応急対策において、<u>公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて要請する。</u>	

第4部 災害応急対策計画 震災編
第13章 受援計画

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考														
NO	部	章	節	項	頁																	
60	4 震	13	1	1	458	第 2 章 受援体制 区は、受援に係る発動基準、受援体制、活動手順（連絡・要請、受入、受入・調整）について定める。 第 1 節 受援体制 第 1 受援計画の発動 本部長は、以下の場合において、受援計画を発動する。 （1）災害対策本部が、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると判断した場合 （2）各部が、所管の業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合 （3）特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合 第 2 本部体制 （1）受援活動の拠点を、災害対策本部長室に設置する。名称は受援対策本部とする。本部は、情報収集指令室から伝達された情報、各部署の希望する受援内容等の各種情報を受けて整理し、活動調整を実施する。調整結果は、情報収集指令室に伝達する。 （2）情報収集指令室は、関係機関に対して、災害対策本部の協議結果の伝達、応援要請、報告の整理等を実施する。	第 1 節 受援体制 区は、受援に係る発動基準、受援体制、活動手順（連絡・要請、受入、受入・調整）について定める。 第 1 受援体制 （1）受援計画の発動の基準 本部長は、以下の場合において、受援計画を発動する。 ① 災害対策本部が、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると判断した場合 ② 各部が、所管の業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合 ③ 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合 （2）本部体制 ① 受援活動の拠点を、災害対策本部長室に設置する。名称は受援対策本部とする。 ② 受援本部の構成及び職務代行の方針は災害対策本部に準じるものとする。 ③ 情報収集指令室の受援班は、応援側からの受入れ調整、受援状況の管理など、受援に係る事務を担う。 ④ 各部は、受援ニーズに関する状況把握・とりまとめを行い、情報収集指令室（受援班）に報告する。															
61	4 震	13	1	2	458	第 3 受援活動の流れ （1） 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（総務部[危機管理室]）</td><td>＜1＞受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置 ＜2＞応援の要請 ＜3＞先遣隊等の受入 ＜4＞応援部隊との連絡調整 ＜5＞応援部隊の待機場所等の確保 ＜6＞関係機関相互の連携</td></tr><tr><td>区（各部）</td><td>＜1＞応援の要請（受援シートの作成、提出） ＜2＞協定先等との連絡調整 ＜3＞待機場所等の確保 ＜4＞関係機関相互の連携</td></tr></table>	機 関 名	対 策 内 容	区（総務部[危機管理室]）	＜1＞受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置 ＜2＞応援の要請 ＜3＞先遣隊等の受入 ＜4＞応援部隊との連絡調整 ＜5＞応援部隊の待機場所等の確保 ＜6＞関係機関相互の連携	区（各部）	＜1＞応援の要請（受援シートの作成、提出） ＜2＞協定先等との連絡調整 ＜3＞待機場所等の確保 ＜4＞関係機関相互の連携	第 2 受援活動の流れ （1） 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（危機管理部）</td><td>＜1＞受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置</td></tr><tr><td>区（危機管理部[情報収集指令室]、総務部）</td><td>＜1＞受援に関する状況把握・とりまとめ ＜2＞応援資源の調達・管理 ＜3＞庁内調整 ＜4＞調整会議の開催 ＜5＞応援の要請 ＜6＞先遣隊等の受入 ＜7＞応援部隊との連絡調整 ＜8＞応援部隊の待機場所等の確保 ＜9＞関係機関相互の連携</td></tr><tr><td>区（各部）</td><td>＜1＞受援に関する状況把握・とりまとめ ＜2＞協定先等との連絡調整 ＜3＞応援資源の調達・管理 ＜4＞情報収集指令室への報告、応援要請（受援シートの作成、提出） ＜5＞調整会議への参加 ＜6＞応援職員への支援 ＜7＞関係機関相互の連携</td></tr></table>	機 関 名	対 策 内 容	区（危機管理部）	＜1＞受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置	区（危機管理部[情報収集指令室]、総務部）	＜1＞受援に関する状況把握・とりまとめ ＜2＞応援資源の調達・管理 ＜3＞庁内調整 ＜4＞調整会議の開催 ＜5＞応援の要請 ＜6＞先遣隊等の受入 ＜7＞応援部隊との連絡調整 ＜8＞応援部隊の待機場所等の確保 ＜9＞関係機関相互の連携	区（各部）	＜1＞受援に関する状況把握・とりまとめ ＜2＞協定先等との連絡調整 ＜3＞応援資源の調達・管理 ＜4＞情報収集指令室への報告、応援要請（受援シートの作成、提出） ＜5＞調整会議への参加 ＜6＞応援職員への支援 ＜7＞関係機関相互の連携	
機 関 名	対 策 内 容																					
区（総務部[危機管理室]）	＜1＞受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置 ＜2＞応援の要請 ＜3＞先遣隊等の受入 ＜4＞応援部隊との連絡調整 ＜5＞応援部隊の待機場所等の確保 ＜6＞関係機関相互の連携																					
区（各部）	＜1＞応援の要請（受援シートの作成、提出） ＜2＞協定先等との連絡調整 ＜3＞待機場所等の確保 ＜4＞関係機関相互の連携																					
機 関 名	対 策 内 容																					
区（危機管理部）	＜1＞受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置																					
区（危機管理部[情報収集指令室]、総務部）	＜1＞受援に関する状況把握・とりまとめ ＜2＞応援資源の調達・管理 ＜3＞庁内調整 ＜4＞調整会議の開催 ＜5＞応援の要請 ＜6＞先遣隊等の受入 ＜7＞応援部隊との連絡調整 ＜8＞応援部隊の待機場所等の確保 ＜9＞関係機関相互の連携																					
区（各部）	＜1＞受援に関する状況把握・とりまとめ ＜2＞協定先等との連絡調整 ＜3＞応援資源の調達・管理 ＜4＞情報収集指令室への報告、応援要請（受援シートの作成、提出） ＜5＞調整会議への参加 ＜6＞応援職員への支援 ＜7＞関係機関相互の連携																					

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
61	4 震	13	1	2	459	（２） 詳細な取組内容 ≪区（総務部[危機管理室]）≫ ① 災害対策本部室に受援対策本部を設置する。 ② 災害対策本部、各部署が協定等にもとづき応援要請を実施する。 ③ 他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊も含む）への対応を実施する。 ④ 応援部隊への受援本部の指示の伝達、応援部隊の活動の報告等を実施する。 ⑤ 応援部隊が円滑に活動出来るような環境整備（待機場所の確保等）に努める。 ⑥ 地域防災計画の業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。	（２） 詳細な取組内容 ≪区（危機管理部）≫ ① 災害対策本部室に受援対策本部を設置する。 ≪区（危機管理部：情報収集指令室、総務部）≫ ① <u>受援に関する状況把握・とりまとめ</u> （ア）<u>庁内における人的・物的資源ニーズのとりまとめを行う。</u> （イ）<u>庁内における人的・物的応援の受入れ状況のとりまとめを行う。</u> ② <u>資源の調達・管理</u> （ア）<u>人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況の分析を基に資源の過不足の整理を行う。</u> （イ）<u>被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。</u> （ウ）<u>応援受援管理台帳票に基づく資源管理を行う。</u> ③ <u>庁内調整</u> （ア）①でとりまとめた結果について、<u>庁内の各部の受援窓口と共有する。</u> （イ）<u>庁内での調整の必要性を検討する。</u> ④ <u>調整会議の開催</u> （ア）<u>必要に応じて各部の受援窓口が参加する調整会議を開催・運営する。</u> （イ）<u>必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。</u> ⑤ 災害対策本部、各部署が協定等にもとづき応援要請を実施する。 ⑥ 他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊も含む）への対応を実施する。 ⑦ 応援部隊への受援本部の指示の伝達、応援部隊の活動の報告等を実施する。 ⑧ 応援部隊が円滑に活動出来るような環境整備（待機場所の確保等）に努める。 ⑨ <u>災害の応急業務</u>に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。 【応援受援管理帳票】 <u>応援・受援の人的資源・物的資源を管理するため、応援受援管理帳票を作成するとともに、記入要領を作成する。また、応援受援管理帳票は、電子データとして管理し、入力に際しての注意事項を関係者で共有する。</u> <u>（資料編震災編 第 69「応援受援管理帳」 P. 資-13-1～13-3</u>	
62	4 震	13	1	2	460	≪区（各部）≫ ① 応援要請、協定先との連絡調整を実施する。受援シートを作成し、本部へ報告する。 ② 業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、やむを得ず担当する各部が受援活動を実施する場合、本部に活動内容を報告する。 ③ 応援部隊が円滑に活動が出来るような環境整備（待機場所の確保等）に努める。 ④ 地域防災計画の業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。	≪区（各部）≫ ① <u>受援に関する状況把握</u> （ア）<u>業務における人的・物的資源ニーズをとりまとめる。</u> （イ）<u>業務における人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる。</u> ② 応援要請、協定先との連絡調整を実施する。業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各部が受援活動を実施する場合、<u>情報収集指令室（受援班）</u>に活動内容を報告する。 ③ <u>資源の調達・管理</u> （ア）<u>人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する</u> （イ）<u>業務担当班・課の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。</u> （ウ）<u>業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。</u> （エ）<u>受援シート（資料編震災編 第 70「受援対象業務シート」 P. 資-13-4）を作成し、情報収集指令室（受援班）へ報告するとともに、配置の計画を行う。</u>	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁	【受援シート（例）】 受援シートの例を示す。なお、今後訓練等を通じて内容の修正、区各部への周知及び習熟を進めていく必要がある。 （業務名） （担当部署） ・ 応援者の行う具体的業務 ・ 応援者に求める具体的な職種・必要資格 ・ 応援者に求める活動時期 ・ 受援担当者（正） ・ 担当者（正）緊急連絡先 電話番号【		

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考								
NO	部	章	節	項	頁											
						《区各部》 ①区各部は、協定先への応援要請を実施し、適宜本部へ状況を報告する。 ②区各部は、各部署が収集した被害状況及び職員の被害状況等を受援対策本部（災害対策本部本部長室）に報告する。 【応援要請の流れ】 	②会議、引き継ぎ等により、応援側と受援側の情報共有を確立する。 《区各部》 ①区各部は、協定先への応援要請を実施し、適宜<u>受援班</u>へ状況を報告する。 ②区各部は、各部署が収集した被害状況及び職員の被害状況等を<u>受援班</u>に報告する。 【応援要請の流れ】 									
63	4 震	13	1	4	461	第2 受入活動 （1） 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（総務部[危機管理室]、各部）</td><td> <1>受入対応の実施（受付） <2>関係機関との連絡調整 </td></tr></table> （2） 詳細な取組内容 《区（総務部[危機管理室]）、各部》 ① 応援隊を受入れるときに名簿リストを作成する。 ② 応援隊の業務状況を受援対策本部（災害対策本部本部長室）に報告する。 ③ 情報収集指令室は、受入に関する情報を集約する。 ④ 本部では収集した各部署のニーズ情報、応援機関の応援情報にもとづき、受入調整を実施する。 ⑤ 業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。	機 関 名	対 策 内 容	区（総務部[危機管理室]、各部）	<1>受入対応の実施（受付） <2>関係機関との連絡調整	第4 受入・連絡調整 1 受入活動 （1） 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機 関 名</th><th>対 策 内 容</th></tr><tr><td>区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）</td><td> <1>受入対応の実施（受付） <2>関係機関との連絡調整 </td></tr></table> （2） 詳細な取組内容 《区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部》 ① <u>受援班は、応援隊を受入れるときに、団体名、氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿リストを作成する。（資料編震災編 第 71「応援職員等名簿」P. 資-13-5）</u> ② <u>業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各部が応援隊を受入れる場合、名簿リストを作成し、受援班に報告する。</u> ③ <u>各部は、応援隊の業務状況を受援班に報告する。</u> ④ <u>受援班は、各部の報告に基づき、受入に関する情報を集約する。また、応援隊による業務の実施状況について、受援対策本部長に報告する。</u> ⑤ <u>受援班は、各部の報告及び応援機関の応援情報にもとづき、受入調整を実施する。また、必要に応じ、応援隊の追加要請や業務内容の変更を検討する。</u> ⑥ 業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。 ⑦ <u>自治体以外の応援主体である社会福祉協議会、区内や区外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置する。</u>	機 関 名	対 策 内 容	区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）	<1>受入対応の実施（受付） <2>関係機関との連絡調整	
機 関 名	対 策 内 容															
区（総務部[危機管理室]、各部）	<1>受入対応の実施（受付） <2>関係機関との連絡調整															
機 関 名	対 策 内 容															
区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）	<1>受入対応の実施（受付） <2>関係機関との連絡調整															

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考				
NO	部	章	節	項	頁							
63	4 震	13	6	1	471 － 472	第 8 章 ボランティアの受入（総務部） 区は、足立区災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。 第 1 節 ボランティア受入体制の確立 区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備する。 第 1 設置場所 区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアの活動拠点として、区役所 1 階アトリウム等、可能な限り区本庁舎内、又は本庁舎近くに設置する。 【略】 第 3 足立区災害ボランティアセンターによる支援 足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。 (1) 派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与 (2) ボランティア活動に必要な資機材の提供 (3) ボランティア活動終了者に対する参加証の交付 【記載なし】 【記載なし】	第 6 節 ボランティアの受入（総務部） 区は、足立区災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。 第 1 ボランティア受入体制の確立 区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備する。 【災害ボランティアの種類】 <table><tr><td>一般ボランティア</td><td>専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う者</td></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>専門的な資格・知識を必要とする被災者ニーズへの支援活動を希望する者</td></tr></table> 1 設置場所 区災害ボランティアセンターは、災害による損害や二次災害のおそれの少ない施設の中から、以下に示す基準で確保する。また、災害の規模や建物の被害状況によっては、分散して設置することがある。 (1) できるだけ本庁舎近くで確保を検討すること。 (2) 交通の便が確保されていること。 (3) ある程度の期間利用が可能であること。 (4) 事務スペース、打合せスペース、広い駐車場があること。 【略】 3 足立区災害ボランティアセンターによる支援 足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。 (1) 派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与 (2) ボランティア活動に必要な資機材の提供 (3) ボランティア活動終了者に対する参加証の交付 4 活動に必要な資機材 災害ボランティアセンターの運営にかかる資機材は、足立区災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき備蓄する。災害時に資機材の不足が生じた場合は、区が協定先等から調達し、災害ボランティアセンターに提供する。また、ボランティアの受付開始など段階ごとに必要となる資機材については、足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル（各班ごとに必要な資機材のリスト）を活用する。 5 災害対策本部との連携 ボランティアセンターは、必要に応じ職員を情報収集指令室へ派遣し、受援対策本部と総合調整等を行う。	一般ボランティア	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う者	専門ボランティア	専門的な資格・知識を必要とする被災者ニーズへの支援活動を希望する者	
一般ボランティア	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う者											
専門ボランティア	専門的な資格・知識を必要とする被災者ニーズへの支援活動を希望する者											

第4部 災害応急対策計画 風水害編
第1章 水害応急対策の活動体制

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考																														
NO	部	章	節	項	頁																																	
63	4 風	1	5	2	477	第 5 節 足立区災害対策本部活動体制（各部） 【略】 第 2 水防本部体制 1 水防本部の設置基準 都市建設部長は、次の設置基準により、水防本部を設置する。 （１）足立区に大雨、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき。 （２）区内の河川に対して水防警報が発せられたとき。 （３）水防法第 10 条第 3 項又は第 11 条第 1 項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき。 （４）前 3 号に掲げるもののほか、都市建設部長が水災が発生するおそれがあると認めたとき。	第 5 節 足立区災害対策本部活動体制（各部） 【略】 第 2 水防本部体制 1 水防本部の設置基準 都市建設部長は、次の設置基準により、水防本部を設置する。 <u>（１）気象業務法（昭和 2 7 年法律第 1 6 5 号）第 1 3 条第 1 項に規定する気象（暴風雨及び大雨に限る。）、洪水又は高潮の警報が行われたとき。</u> <u>（２）水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号。以下「法」という。）第 1 0 条第 3 項又は法第 1 1 条第 1 項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき。</u> <u>（３）法第 1 6 条第 3 項に基づく指定河川に係る水防警報の通知を東京都知事から受けたとき。</u> <u>（４）前 3 号に掲げるもののほか、本部長が、水災が発生するおそれがあると認めたとき。</u>																															
63	4 風	1	5	2	477	5 水防本部の職員配備 （１）職員配備体制 <table><tr><th>種 別</th><th>基 準 及 び 内 容</th><th>態 勢</th></tr><tr><td>警戒態勢</td><td>異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき。 連絡要員表及び都市建設部緊急連絡網により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる。</td><td>若干名</td></tr><tr><td>第 1 次 配備体制</td><td>大雨注意報等が発表され、の発生の恐れがある場合、直ちに配備体制が設置できるよう連絡要員等を配置し、その他の職員を自宅待機させる。</td><td>指定配備 班員 (基本 1/3)</td></tr><tr><td>第 2 次 配備体制</td><td>大雨、洪水警報の発表。暴風（強風）、竜巻注意情報の発表等により、風水害の発生、及び恐れがあるとき。 風水害の被害の軽減又は未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。</td><td>指定配備 班員全員</td></tr><tr><td>第 3 次 配備体制</td><td>区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及び恐れがあるとき又は強風、突風、竜巻等による風害の発生の恐れがあり、甚大な風害による被害の発生又は、未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。</td><td>都市建設部 班員全員</td></tr></table>	種 別	基 準 及 び 内 容	態 勢	警戒態勢	異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき。 連絡要員表及び都市建設部緊急連絡網により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる。	若干名	第 1 次 配備体制	大雨注意報等が発表され、の発生の恐れがある場合、直ちに配備体制が設置できるよう連絡要員等を配置し、その他の職員を自宅待機させる。	指定配備 班員 (基本 1/3)	第 2 次 配備体制	大雨、洪水警報の発表。暴風（強風）、竜巻注意情報の発表等により、風水害の発生、及び恐れがあるとき。 風水害の被害の軽減又は未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。	指定配備 班員全員	第 3 次 配備体制	区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及び恐れがあるとき又は強風、突風、竜巻等による風害の発生の恐れがあり、甚大な風害による被害の発生又は、未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。	都市建設部 班員全員	5 水防本部の職員配備 （１）職員配備体制 <table><tr><th>種 別</th><th>基 準 及 び 内 容</th><th>態 勢</th></tr><tr><td>警戒態勢</td><td>異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき。 都市建設部緊急配備態勢及び都市建設部緊急連絡網により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる。</td><td>若干名</td></tr><tr><td>第 1 次 配備体制</td><td>大雨警報等が発表されるなど、災害の恐れがある場合、連絡要員等を配置し、その他の職員を自宅待機させる。</td><td>指定配備 班員 (基本 1/3)</td></tr><tr><td>第 2 次 配備体制</td><td>大雨の状況が長時間継続するなど、さらに災害が発生する恐れが高まった場合、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。</td><td>指定配備 班員全員</td></tr><tr><td>第 3 次 配備体制</td><td>区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及び恐れがあるとき又は強風、突風、竜巻等による風害の発生の恐れがあり、甚大な風害による被害の発生又は、未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。</td><td>都市建設部 班員全員</td></tr></table>	種 別	基 準 及 び 内 容	態 勢	警戒態勢	異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき。 都市建設部緊急配備態勢及び都市建設部緊急連絡網により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる。	若干名	第 1 次 配備体制	大雨警報等が発表されるなど、災害の恐れがある場合、連絡要員等を配置し、その他の職員を自宅待機させる。	指定配備 班員 (基本 1/3)	第 2 次 配備体制	大雨の状況が長時間継続するなど、さらに災害が発生する恐れが高まった場合、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。	指定配備 班員全員	第 3 次 配備体制	区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及び恐れがあるとき又は強風、突風、竜巻等による風害の発生の恐れがあり、甚大な風害による被害の発生又は、未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。	都市建設部 班員全員	
種 別	基 準 及 び 内 容	態 勢																																				
警戒態勢	異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき。 連絡要員表及び都市建設部緊急連絡網により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる。	若干名																																				
第 1 次 配備体制	大雨注意報等が発表され、の発生の恐れがある場合、直ちに配備体制が設置できるよう連絡要員等を配置し、その他の職員を自宅待機させる。	指定配備 班員 (基本 1/3)																																				
第 2 次 配備体制	大雨、洪水警報の発表。暴風（強風）、竜巻注意情報の発表等により、風水害の発生、及び恐れがあるとき。 風水害の被害の軽減又は未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。	指定配備 班員全員																																				
第 3 次 配備体制	区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及び恐れがあるとき又は強風、突風、竜巻等による風害の発生の恐れがあり、甚大な風害による被害の発生又は、未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。	都市建設部 班員全員																																				
種 別	基 準 及 び 内 容	態 勢																																				
警戒態勢	異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき。 都市建設部緊急配備態勢及び都市建設部緊急連絡網により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる。	若干名																																				
第 1 次 配備体制	大雨警報等が発表されるなど、災害の恐れがある場合、連絡要員等を配置し、その他の職員を自宅待機させる。	指定配備 班員 (基本 1/3)																																				
第 2 次 配備体制	大雨の状況が長時間継続するなど、さらに災害が発生する恐れが高まった場合、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。	指定配備 班員全員																																				
第 3 次 配備体制	区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及び恐れがあるとき又は強風、突風、竜巻等による風害の発生の恐れがあり、甚大な風害による被害の発生又は、未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。	都市建設部 班員全員																																				

第4部 災害応急対策計画 風水害編
第2章 水防活動

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
64	4 風	2	1	－	503	タイムライン（試行案）	タイムライン（拡大試行版） ※タイムライン（拡大試行版）は、修正案本冊 P.503 参照	

第3章 避難誘導計画

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
65	4 風	3	1	2	559	第1節 避難誘導計画 【略】 第2 避難のための立ち退き報告及び指示等 【略】 2 避難準備情報、避難勧告及び指示 【略】 【記載なし】	第1節 避難誘導計画 【略】 第2 避難のための立ち退き報告及び指示等 【略】 2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急） 【略】 （9） <u>広報・伝達については、直ちに防災行政無線、Aメール、SNS、あだち安心電話、広報車、区ホームページ、災害用電子看板（ビュー坊テレビ）等で行う。</u>	
65	4 風	3	1	2	560	【記載なし】	第3 避難勧告等の解除 <u>区長は、浸水の危険性が解消された場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を解除する。解除の伝達は、ホームページ、Aメール、SNS，広報車等により行う。また、伝達にあたっては、継続する情報の有無や全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達することに留意する。</u>	

第5部 災害復旧計画 震災編
第9章 住民生活の早期再建施策

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
66	5	9	12	－	621	第5節 具体的な取組 【略】 第12 応急教育・保育・学童保育 【略】 （2）詳細な取組内容 【略】 【記載なし】	第12節 応急教育・保育・学童保育 【略】 <u>《区（関係部）》</u> <u>④ 私立小中学校及び私立保育園等</u> <u>（ア）各事業者は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合は、利用者、従業員等の安全確保を行う。</u> <u>（イ）区（関係部）は、各事業者への災害情報の提供等に努め、応急対策において、公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて要請する。</u>	

平成29年度地区防災計画（案）の策定について

1 対象地区（10地区）

千住（千住南部）：千住中居町会、千住龍田町町会

（常東地区）：柳原東町会、柳原西町会

梅田（第七地区）：本木一丁目南町会、中曽根町会

中川（第18地区）：大谷田東自治会、長門南部町会、長門北部自治会、
長門西町会

2 これまでの策定地区

平成27年度（2地区）

千住（第五地区）：千住柳町町会、千住寿町北町会

平成28年度（7地区）

千住（第五地区）：千住大川町東町会、千住大川町西町会、
千住大川町南町会、千住元町町会、千住寿町南町会

中川（第18地区）：隅田自治会、長門東部自治会